

市川市総合計画 第三次基本計画（案）

令和5年度(2023年度)～令和7年度(2025年度)

※イラスト・写真等の挿入、デザイン・レイアウト等の調整は今後行います。

目 次

I. 総 論	1
1. 第三次基本計画策定の趣旨.....	3
2. 第三次基本計画の位置づけ.....	4
(1) 市川市総合計画における計画ごとの役割.....	4
(2) 計画期間.....	5
3. 基本構想の概要.....	6
4. 第三次基本計画策定にあたって.....	8
(1) 時代の潮流.....	9
(2) 本市の現状.....	12
①人口.....	12
②産業.....	15
③都市基盤.....	16
④財政.....	18
(3) 第二次基本計画の評価.....	22
5. 本市の重点課題.....	24
6. まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合.....	27
7. SDGs への積極的な取り組み.....	28
II. 第三次基本計画で目指す姿	33
1. まちづくりの目標.....	35
2. 未来へのアプローチ.....	36
III. 施策別計画	
基本目標 1 真の豊かさを感じるまち.....	49
基本目標 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち.....	75
基本目標 3 安全で快適な魅力のあるまち.....	83
基本目標 4 人と自然が共生するまち.....	111
基本目標 5 市民と行政がともに築くまち.....	125

I . 総 論

1. 第三次基本計画策定の趣旨

本市の総合計画である「市川市総合計画 I&Iプラン 21」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、市民と行政の共通の将来目標となるものです。

総合計画のうち基本構想は、21世紀の第1・四半世紀（平成13～概ね令和7年（2001～2025年））を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念のもと、目指すべき将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げています。

本市がこの基本構想を策定して22年の月日が経過しました。この間に人口は減少に転じ、少子高齢化が一気に進展、東日本大震災などの災害や新型コロナウイルスなどの新興感染症などにより、社会や生活の在り方が大きく変わりました。

22年前に基本構想で掲げた基本理念や将来都市像は、今もなお本市にとって不変のものですが、そこに向かうアプローチ方法は、このような時代の変化を取り入れ、常に点検していかなければなりません。

この第三次基本計画（令和5～7年度（2023～2025年度））は、将来都市像の実現に向けたこれまでのアプローチ方法を今一度点検するため、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見えてきたから本市の重点課題などを踏まえ、総合計画を補完するとともに、基本構想のもと第一次基本計画（平成13～22年度（2001～2010年度））、第二次基本計画（平成23～令和2年度（2011～2020年度））をとおして進めてきた本市のまちづくりを総括し、次期総合計画につなげていくための計画です。

2. 第三次基本計画の位置づけ

(1) 市川市総合計画における計画ごとの役割

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成しています。

●基本構想

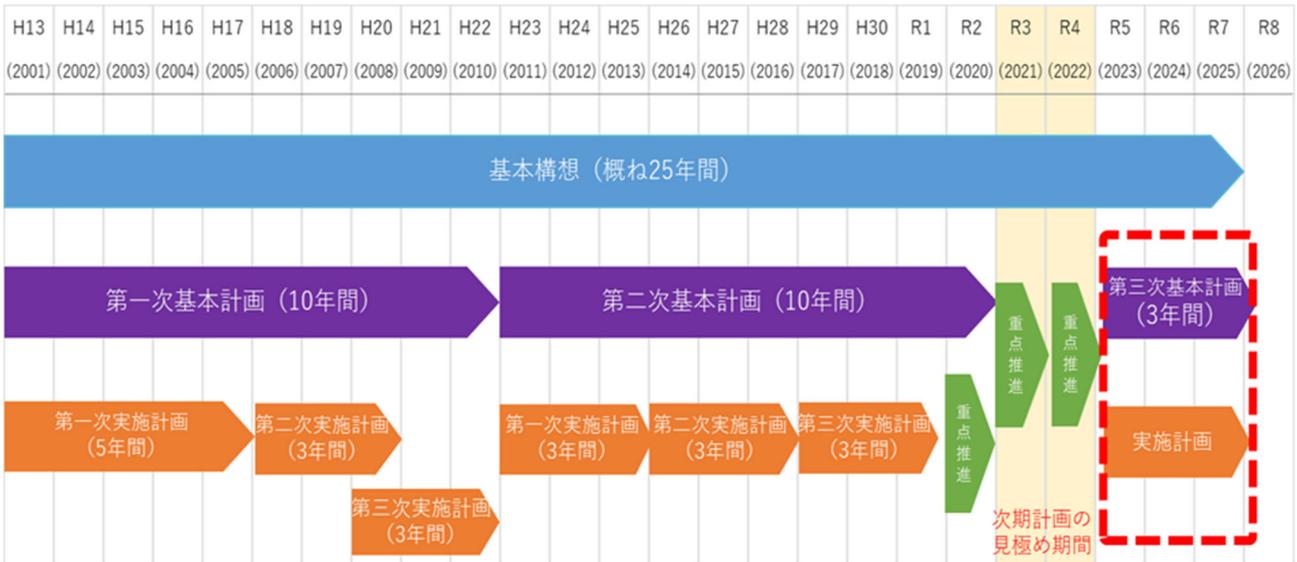
基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像や基本目標を定めたもので、平成12年(2000年)12月議会の議決を経たものです。

●基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした将来都市像や基本目標を具現化するための基本的な施策を定めています。

●実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めています。



(2) 計画期間

本市は、「市川市総合計画 I&I プラン 21」の基本構想（平成 13～概ね令和 7 年（2001～2025 年））に示されている将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を実現するため、第一次基本計画（平成 13～22 年度（2001～2010 年度））及び第二次基本計画（平成 23～令和 2 年度（2011～2020 年度））に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

第二次基本計画が令和 2 年度（2020 年度）をもって終了した後、本来であれば令和 3 年度（2021 年度）から次期計画を開始すべきところでしたが、現在の移り変わる社会情勢や本市の人口推移を鑑み、諸課題を多面的に検討するため、令和 3～4 年度（2021～2022 年度）の 2 年間を次期計画の策定のための見極め期間として設けることとしました。

なお、この 2 年間に加えて、第二次基本計画の残存する令和 2 年度（2020 年度）を加えた 3 年間については、これまでの歩みに切れ目が生じることのないよう、重点推進プログラムを策定し、事業を推進してきました。

そして、見極め期間において、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見てきた本市の重点課題などを整理したうえで、将来都市像を実現するための適切な施策を検討し、切れ目なく次期総合計画につないでいくための重要な役割を担う第三次基本計画（令和 5～7 年度（2023～2025 年度））を策定しました。

また、第三次基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めた実施計画（令和 5～7 年度（2023～2025 年度））を策定します。

3. 基本構想の概要 (平成 13～概ね令和 7 年 (2001～2025 年))

(1) まちづくりの基本理念

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の 3 つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。

さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。

豊かさの受け止め方はさまざまですが、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す「自然との共生」、さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく「協働による創造」の 3 つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

(2) 将来都市像

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね 25 年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

(3) まちづくりの基本目標と施策の方向

市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくりを進めます。

[基本目標]

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

4. 第三次基本計画策定にあたって

第三次基本計画では、3年間で実効性・即効性のある施策を講じるため、まちづくりの目標を『具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり』とし、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見えてきた本市の重点課題などを整理したうえで、将来都市像の実現に向け、適切な施策を講じます。

また、「基本構想」と「本市の重点課題」から、施策の横串「未来へのアプローチ」を導き出し、施策横断的な視点から市川らしい施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題に対応します。

《基本構想》

将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

《基本計画》

3年間のまちづくりの目標 (P35)
『具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり』

施策別計画
(P41～P139)

未来へのアプローチ
(P36～P40)

時代の潮流
(P9～P11)

本市の現状
(P12～P21)

第二次基本計画の評価
(P22～P23)

本市の重点課題
(P24～P26)

(1) 時代の潮流

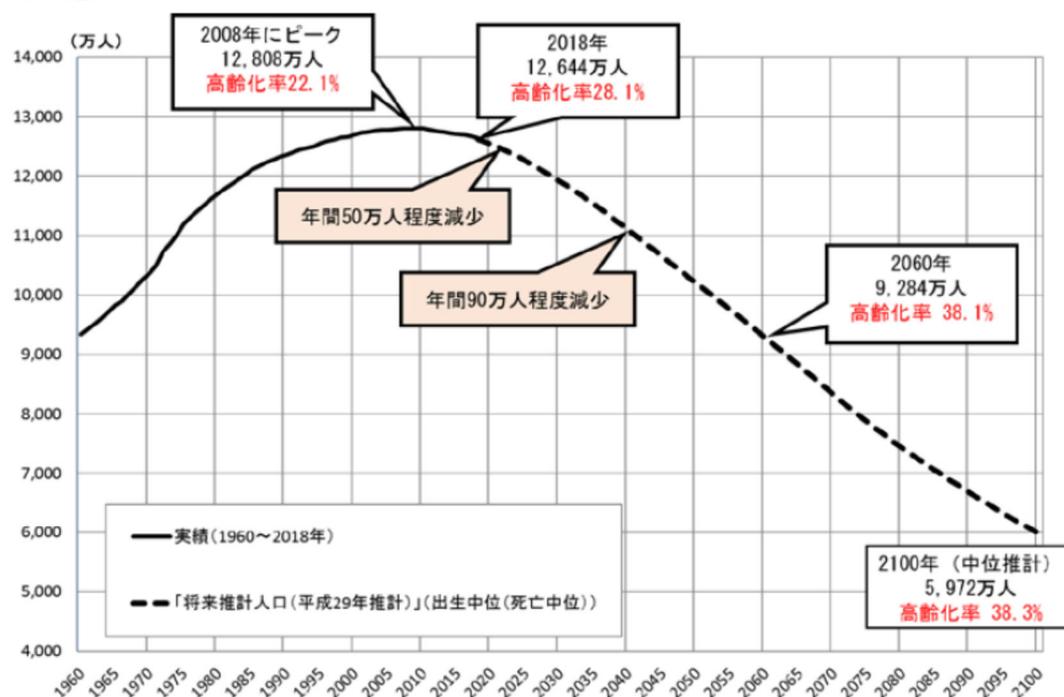
①人口減少・少子高齢化の進行

現在、我が国は、深刻な人口減少と少子高齢化の問題に直面しています。総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、令和 42 年（2060 年）には、9,284 万人まで減少することが見込まれています。

加えて、高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は、令和 42 年（2060 年）には 38.1% まで増加することが見込まれています。

このような人口減少・少子高齢化の進行により、社会保障費の増大や労働人口の減少、経済規模の縮小、地域の活力の低下、高齢者の単身世帯の増加など様々な社会的・経済的な問題が深刻化することが懸念されています。

◆総人口と将来推計



総務省「国勢調査」、社人研「将来推計人口（平成 29 年推計）」等に基づき作成。

(注) 「高齢化率」は総人口に占める老年人口（65 歳以上人口）の割合。

<出典>内閣府「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」

I. 総論(案)

②安全・安心に対する意識の高まり

近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨、土砂災害などが相次いで発生しています。さらには、近い将来、発生が予測されている首都直下型地震や地球温暖化に伴う気候変動など、自然災害に対する危機感が年々高まっています。

また、北朝鮮の核・ミサイル問題や米中対立の激化、ロシアによるウクライナ侵攻などによる地政学リスクの高まりに加え、子どもが被害に遭う凶悪犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺・消費者被害、悪質な運転による交通事故、食の安全性に関する問題など様々な懸念が高まっており、安全・安心の確保に向けた取り組みが強く求められています。

③価値観、ライフスタイルの多様化

社会の成熟やグローバル化・情報化の進展により、人々の価値観やライフスタイルは一層多様なものとなってきています。

物質的な豊かさより精神的な豊かさや生活の質の向上を求める人々が増え、幸福に対する考え方も画一的なものではなくなっています。

それぞれの価値観やライフスタイルを持つ人々がお互いの違いを受け入れ、認め合い、誰もが自分らしく幸福に暮らせる地域社会の実現が求められています。

④地域コミュニティの希薄化

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などを背景とし、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで対面を前提としていた交流や地域活動が制限されたことで、この傾向に一層の拍車がかかりました。

地域コミュニティは、地域の歴史・文化の継承を行うとともに、防災・防犯や地域福祉、教育、商業、自然環境の保全などの面において重要な役割を持っていることから、人と人とのつながりを強め、あらゆる世代の人々が地域に積極的に参画できるような環境をつくりあげていかなければなりません。

⑤経済情勢の変化

わが国の経済は、「成長」の時代から、「成熟」の時代へと大きな転換期を迎えています。

近年、新型コロナウイルス感染症や国際情勢に伴う物価高騰、サプライチェーンの混乱、為替相場の大きな変動など不安定な状況が続いており、経済情勢に大きな影響を与えています。また、中長期的にみると、進行する人口減少や少子高齢化に伴う労働力や資本投入額の減少が、今後、我が国の経済規模の縮小をもたらすことが予想されています。

このような条件下で持続的な経済成長を実現するため、イノベーションの喚起による一人当たりの生産性の向上などに取り組む必要があります。

⑥環境問題の深刻化

地球温暖化や海洋汚染、大気汚染、生物多様性の喪失などの環境問題が、年々深刻化しています。

とりわけ、地球温暖化の問題は、近年、何十年に一度とされる規模の豪雨や台風が頻繁に発生するなど、私たちの身近な生活にも及んでいます。国は2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指しており、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、「地球温暖化対策計画」などに基づき、官民挙げた取り組みを推進しています。

⑦グローバル化の進展

輸送手段や情報通信などが発達する中で、国境を越えた人や物、資金、サービス、情報の移動が一層活発となっています。グローバル化の進展は、異文化への接触の機会を増やすとともに、効率的な国際分業による生産性の向上など、我々の暮らしをより豊かにします。

その反面、地球規模での市場経済化が進み、競争の激化による格差の拡大や、企業や産業の再編による雇用の不安定化、地域経済の弱体化などにつながる懸念もあり、グローバル化に対応した人材、産業の育成が求められています。

また、近年は、感染症の拡大やサプライチェーンの混乱や、新興・途上国の資本流出など、経済性・効率性と併存するグローバル化のリスクが顕在化しており、これまでのグローバル化の在り方を見つめなおす動きも広がっています。

⑧デジタル化の普及と活用

インターネットやスマートフォンなどの利用拡大に伴い、デジタル技術が飛躍的に発展、普及し、誰もが必要な時に必要な情報を容易に得ることが可能となりました。

SNSやテレワーク、オンライン授業などが浸透し、デジタルは今や人々のコミュニケーション、日常生活になくてはならないものとなっています。

国は、デジタルを地方の抱える社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉であると位置づけ、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進していくことを目指しています。

デジタルを活用し、誰一人取り残されずすべての人が心豊かな暮らしを実現することが求められている中で、デジタルディバイドや情報リテラシー、個人情報保護、サイバーセキュリティなどの問題も浮き彫りとなり、対応が求められています。

⑨新型コロナウイルス感染症による社会の変容

令和2年（2020年）にWHO（世界保健機関）が新たなウイルスとして確認した新型コロナウイルスは、急速に世界中に蔓延しました。国内では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により外出自粛や店舗等への休業要請、時短要請が繰り返し行われるなど、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしました。

従来の社会活動が極端に制限される中で、急速かつ強制的に社会のデジタル化が進んだことで、テレワークなどの対面を前提としない働き方に代表されるように、場所にとられない生活や働き方、サービスの在り方が受け入れられるようになりました。

今後のまちづくりは、このような社会の変容を踏まえた市民ニーズを的確に反映することが求められています。

(2) 本市の現状

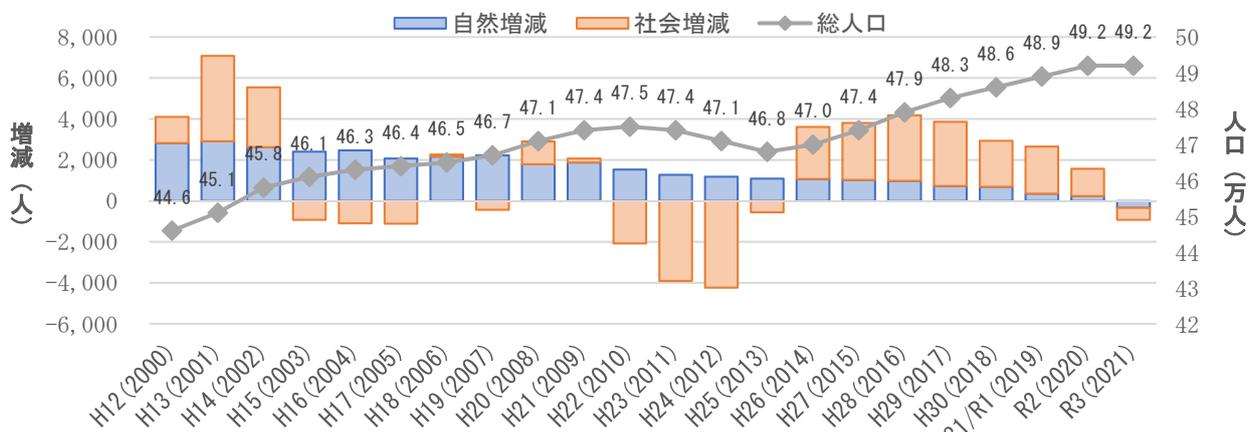
①人口

●これまでの人口増加

本市の総人口は、平成 23 年（2011 年）から 25 年（2013 年）にかけての一時的な減少を挟みつつもほぼ一貫して増加傾向が続き、令和 2 年（2020 年）3 月末には 49 万 2,283 人となり、過去最高(3 月末時点)を更新しました。

しかしながら、令和 3 年に自然増減と社会増減がそれぞれ減少となったことから、同年 3 月末時点の総人口は 49 万 1,545 人となり、前年からわずかに減少となりました。

◆総人口の推移（各年 3 月 31 日時点）と自然増減・社会増減の変化（各年間）の関係



<資料>住民基本台帳人口

●進行する高齢化

令和 3 年（2021 年）3 月末時点における年齢 3 区分別構成比は、年少人口（0～14 歳）が 5.8 万人（11.7%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 32.9 万人（66.9%）、老年人口（65 歳以上）が 10.5 万人（21.4%）となっています。

平成 17 年（2005 年）から老年人口が年少人口を上回っており、その傾向は拡大傾向にあることから、本市においても高齢化が進行していることがわかります。

◆年齢 3 区分別人口構成比の推移（各年 3 月 31 日時点）



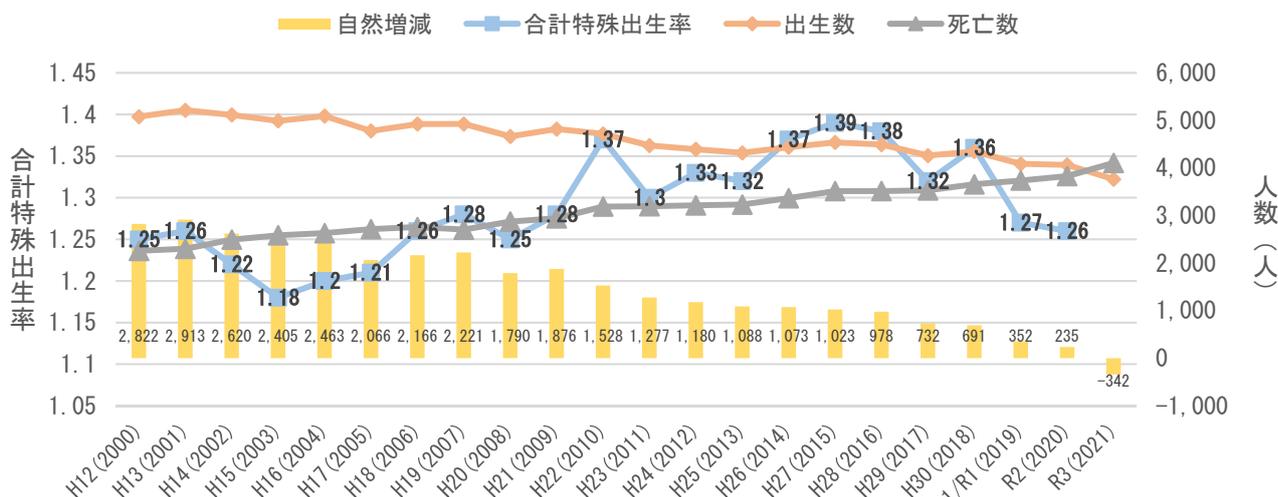
<資料>住民基本台帳人口

●年々減少傾向にある自然増

本市では、出生数が減少傾向にある一方、死亡数が増加傾向にあり、令和3年（2021年）に自然増減が減少に転じました。

合計特殊出生率についても、平成27年（2015年）の1.39をピークに減少傾向となり、令和2年（2020年）には、1.26まで低迷しています。

◆合計特殊出生率（各年）、出生数・死亡数・自然増減（各年間）の推移



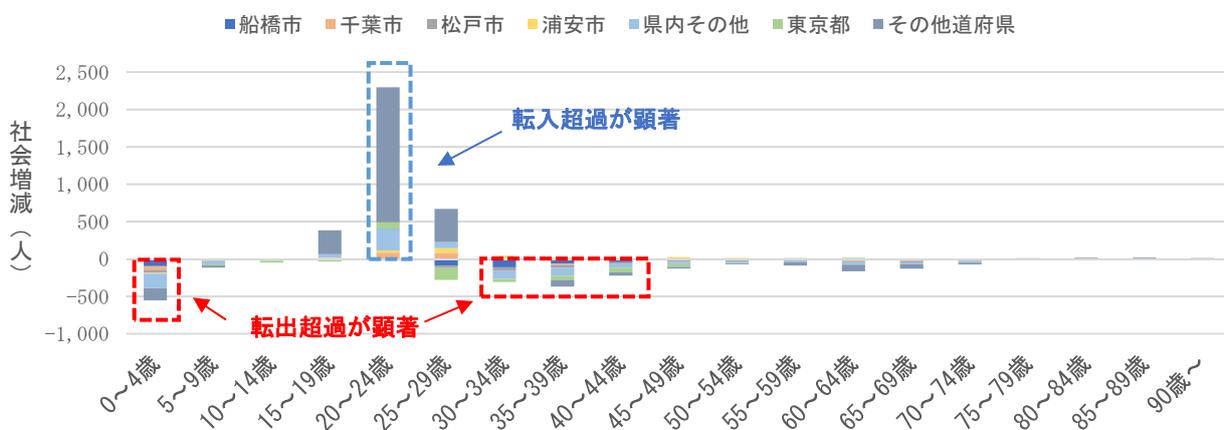
＜資料＞千葉県衛生統計年報、住民基本台帳人口

●若い世代の転入と子育て世代の転出

本市は、東京圏への就学・就職に伴い、若い世代が全国各地から転入してきており、20代前半の転入超過が顕著となっています。

一方で、子育てを始める・始めた世代などが近隣自治体へ転出しており、30代と40代前半、5歳未満の転出超過が顕著となっています。

◆転入・転出者の年齢別比較（純移動数 平成24～令和2年度の平均）

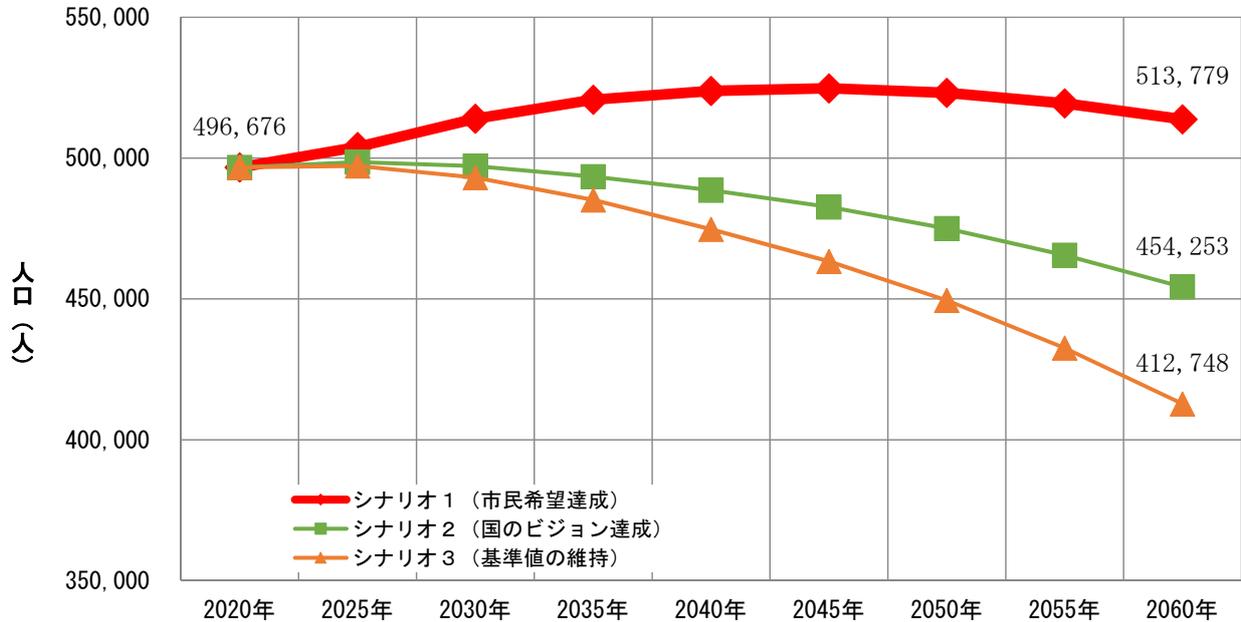


＜資料＞住民基本台帳人口

I. 総論(案)

●人口減少局面への突入（将来人口推計／総人口）

これまで増加傾向にあった本市の総人口も現在の基準値（過去5年の出生率の平均、過去8年間の純移動率の平均）が維持された場合、2025年頃から減少に転じ、人口減少局面へ突入することが見込まれています（シナリオ3）。施策等をとおして、市民の出生・定住希望を実現していくこと（シナリオ1に近づけていくこと）が重要となります。



推計手法：コーホート要因法

基準人口：496,676人 ※令和2年（2020年）国勢調査

推計値：シナリオ1 市民の出生・定住希望が実現すると仮定した場合

シナリオ2 国の目標値である出生率と地方創生（東京一極集中の是正）が実現すると仮定した場合

シナリオ3 現在の基準値が将来的に継続すると仮定した場合

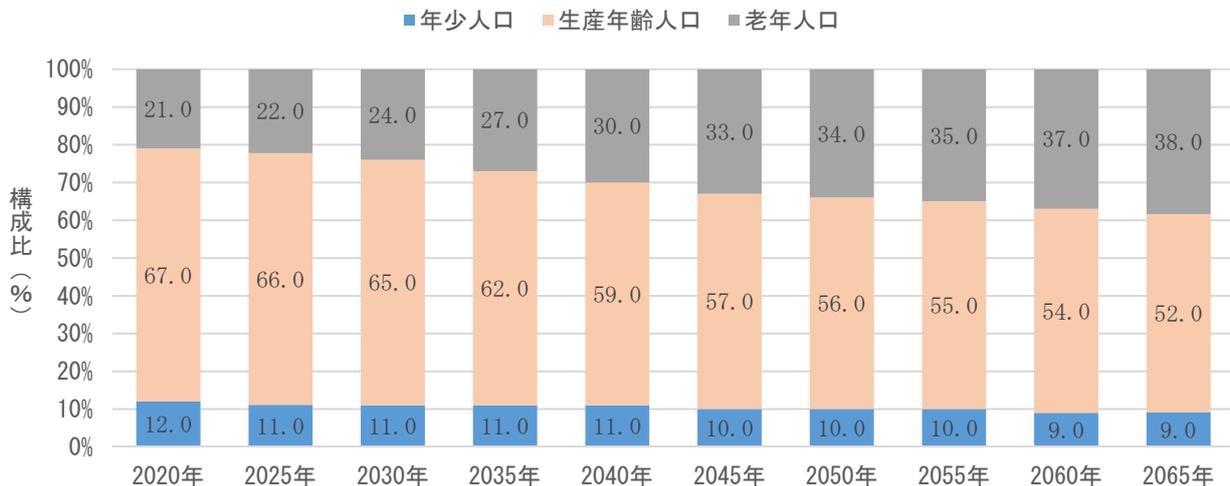
※詳細な基準値は巻末資料に掲載予定

※新型コロナウイルス感染症による影響を一過性のものと仮定し推計

●生産年齢人口の減少（将来人口推計／年齢3区分別構成比）

今後は、生産年齢人口（15～64歳）が老年人口（65歳以上）に置き換わっていくことが見込まれており、経済・社会の両面から、「担い手」の減少という構造的な問題に直面します。

◆「シナリオ3」における年齢3区分別人口構成比の推移

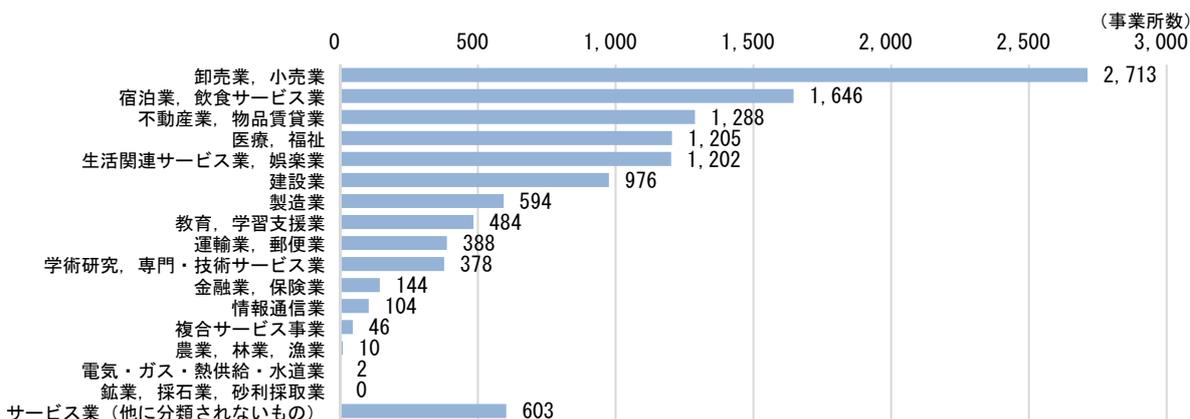


②産業

●事業所数

本市の事業所を産業分類別にみると、『卸売業、小売業』が2,713事業所(23.0%)で最も多く、次いで『宿泊業、飲食サービス業』の1,646事業所(14.0%)、『不動産、物品賃貸業』の1,288事業所(10.9%)、『医療、福祉』の1,205事業所(10.2%)となっており、都市型の産業構造となっています。

◆市川市の産業別事業所(平成28年6月調査)



<資料>平成28年経済センサス(事業所に関する集計 産業横断的集計)

●売上金額

市内事業所の売上金額は、約2兆1,570億円で、産業分類別にみると、『卸売業、小売業』が7,551億円(35.0%)で最も多く、次いで『製造業』が3,868億円(17.9%)で、この2つの産業で市内全体の売上の半数以上を占めています。

売上金額の産業特化係数※をみると、『運輸業、郵便業』や『教育、学習支援業』などの係数が高く、本市に集積する物流拠点や教育機関の稼働力が相対的に高いことが分かります。

※産業特化係数=市川市の産業別売上金額の構成比/全国の産業別売上金額の構成比

◆売上金額の産業特化係数



<資料>平成28年経済センサス(参考表 全産業の事業所の売上(収入)金額に関する試算)

I. 総論(案)

③都市基盤

●土地利用

本市は市域の 70.7%が市街化区域であり、都市化が進んでいます。一方、北部地域を中心に市域の 29.3%が市街化調整区域となっており、低・未利用地が点在しています。

用途地域では、第 1 種低層住居専用地域が 35.3%と最も多く、次いで、第 1 種住居地域が 22.3%となり、都市に近いベットタウンとしての特性を表しています。また、臨海部を中心に工業系の用途（工業専用地域 9.7%、工業地域 5.4%）も多く、物流拠点や化学製品工場、石油コンビナートなどが集積しています。

◆都市計画決定一覧表

区	分	面積 (ha)	割合 (%)
区域区分		5,639	100.0
	市街化区域	3,984	70.7
	市街化調整区域	1,655	29.3
用途地域		3,984	100.0
	第 1 種低層住居専用地域	1,408	35.3
	第 2 種低層住居専用地域	28	0.7
	第 1 種中高層住居専用地域	503	12.6
	第 2 種中高層住居専用地域	206	5.2
	第 1 種住居地域	889	22.3
	第 2 種住居地域	28	0.7
	近隣商業地域	121	3.0
	商業地域	75	1.9
	準工業地域	125	3.1
	工業地域	216	5.4
	工業専用地域	385	9.7

<資料> データにみる市川市の都市基盤(概要)

●主な都市基盤の近年・今後の変化

◇道路網

平成 28 年度（2016 年度）に都市計画道路 3・4・18 号、平成 30 年度（2018 年度）に東京外郭環状道路千葉県区間などが開通し、長年の懸案であった南北軸の道路が整備され、市内外への移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和につながっています。また、江戸川においては、平成 30 年度（2018 年度）の妙典橋の開通や令和元年度（2019 年度）度の行徳橋の架け替え工事などが完了しました。

今後は、東京外郭環状道路と成田空港を最短で結ぶ一般国道 464 号北千葉道路の整備(国と県の共同)が予定されているなど、更なる広域道路網の充実が図られます。

◇公共下水道

平成 27 年度（2015 年度）に江戸川左岸流域下水道（市川幹線）が、令和 2 年度（2020 年度）に江戸川左岸流域下水道（松戸幹線）と江戸川第一終末処理場（第一系列）の整備が完了したことから、現在、本市にて再び本格的な公共下水道の整備を進めています。令和 3 年度（2021 年度）末の本市の下水道普及率は、76.8%（住民基本台帳人口ベース）となっており、今後、第二系列以降の整備に合わせてさらなる下水道の普及が促進されます。

◇市街地整備

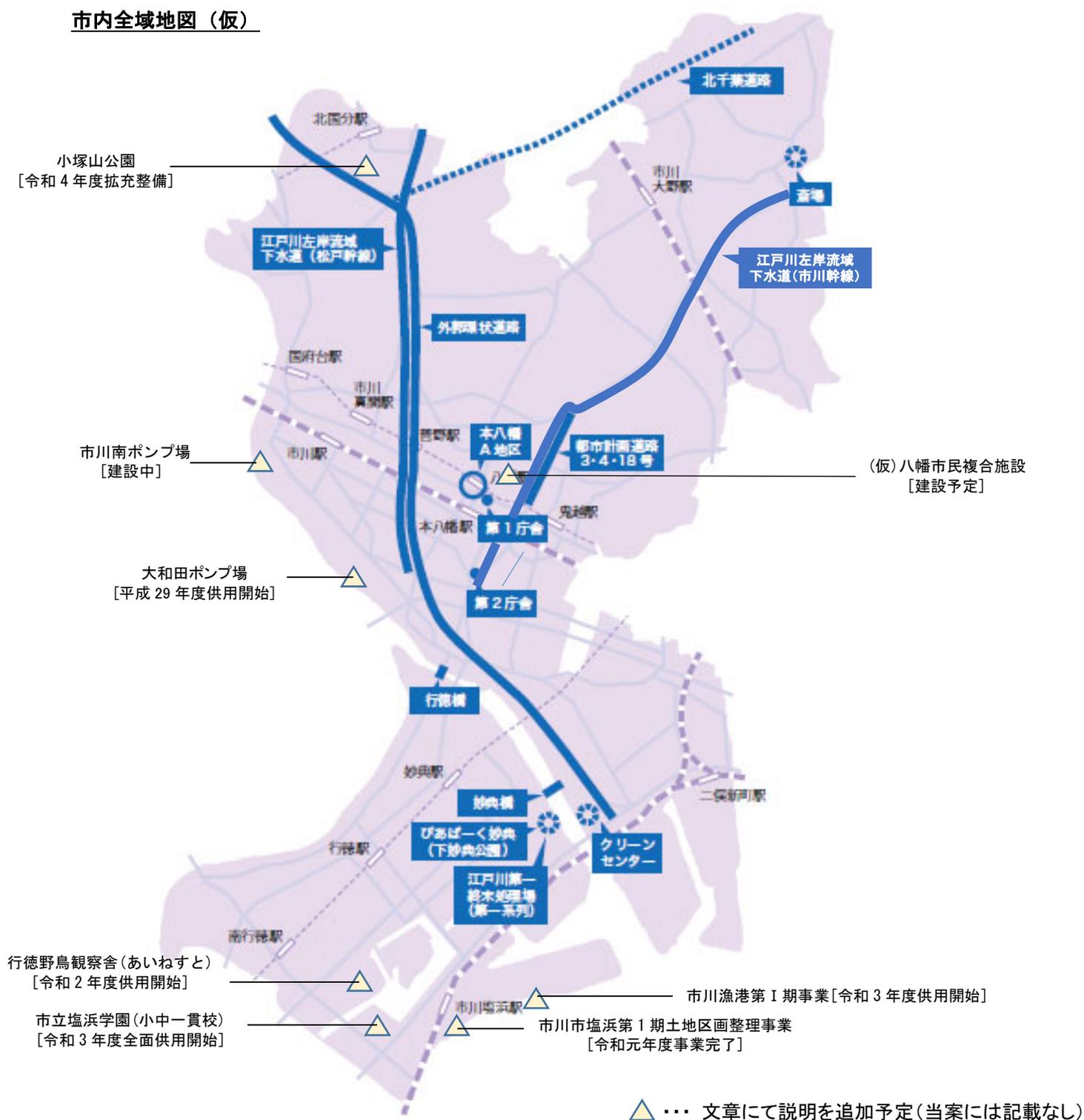
土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を目的として JR 本八幡北口の再開発が進められてきました。平成 28 年度（2016 年度）に本八幡 A 地区市街地再開発事業が完了し、今後についても、新たな地区の再開発を進めるため、地権者や事業者、行政が協働して、街づくり計画や実現に向けた検討を進めています。

◇公共施設等

市庁舎の建て替えが完了し、令和2年度(2020年度)に第1庁舎が、令和3年度(2021年度)に第2庁舎が全面開庁となりました。

今後は、ぴあぱーく妙典(下妙典公園)が全面開園しますが、一方で、老朽化した斎場やクリーンセンターの建て替えなどが予定されています。また、築20年以上の公共施設が全体の約8割を占めていることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、適切な維持管理・更新を計画的に進めていかなければなりません。

市内全域地図(仮)

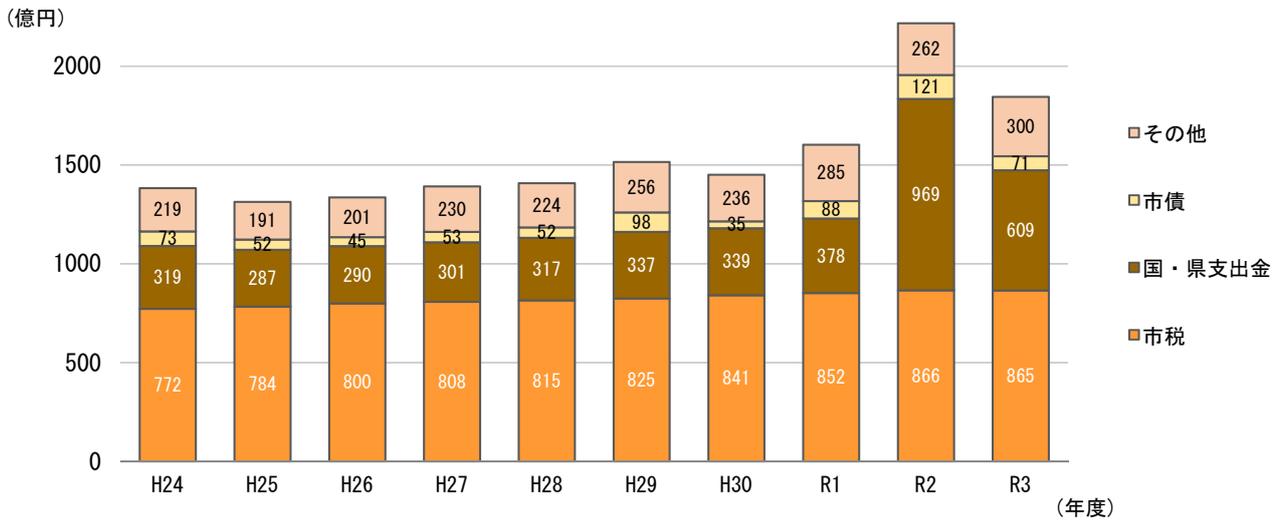


I. 総論(案)

④財政

●歳入の推移 (一般会計/決算値)

歳入の総額は、国・県支出金の増に伴い、概ね増加傾向にあります。一方、市税収入（特に個人市民税及び法人市民税）は、景気変動の影響を大きく受ける歳入であるため、新型コロナウイルス感染症の影響などに注視が必要な状況です。

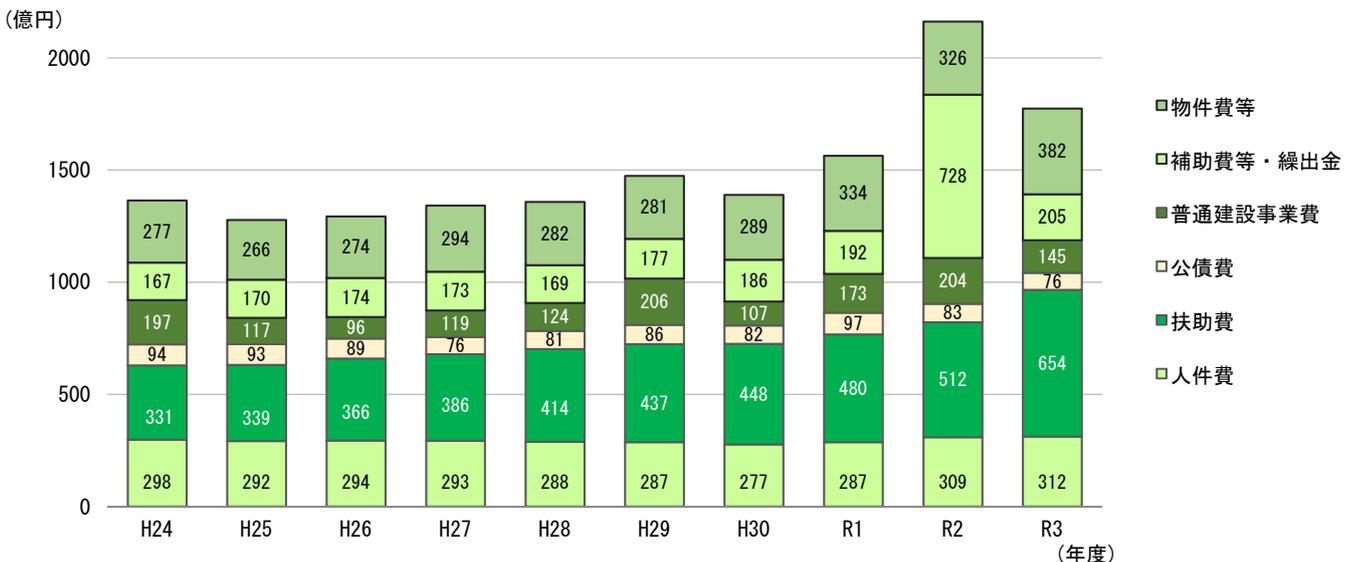


※令和2年度の「国・県支出金」の増は、特別定額給付金に係る国庫補助金などによるもの

※令和3年度の「国・県支出金」の例年と比較した場合の増は、子育て世帯への臨時特別給付に係る国庫補助金などによるもの

●歳出の推移 (一般会計/決算値)

歳出の総額も増加傾向にあります。その中でも、「扶助費」については、年々増加しており、削減が難しい性質であることから、今後も継続して増加することが見込まれています。また、老朽化した公共施設への対応等に伴い、「普通建設事業費」についても、今後一定規模の歳出が必要となります。



※令和2年度の「補助費等・繰出金」の増は、特別定額給付金などによるもの

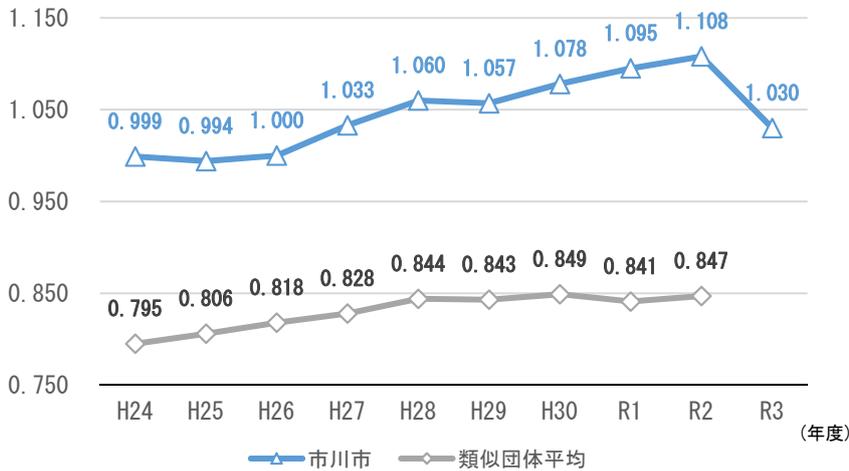
※令和3年度の「扶助費」の増は、子育て世帯への臨時特別給付などによるもの

● 財政指標 (決算値)

本市の各財政指標は類似団体※と比べてもおおむね良好な数値で推移しています。

※類似団体＝日本経済新聞社発行の全国都市財政年報における類似団体の区分を使用

財政力指数



$$= \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

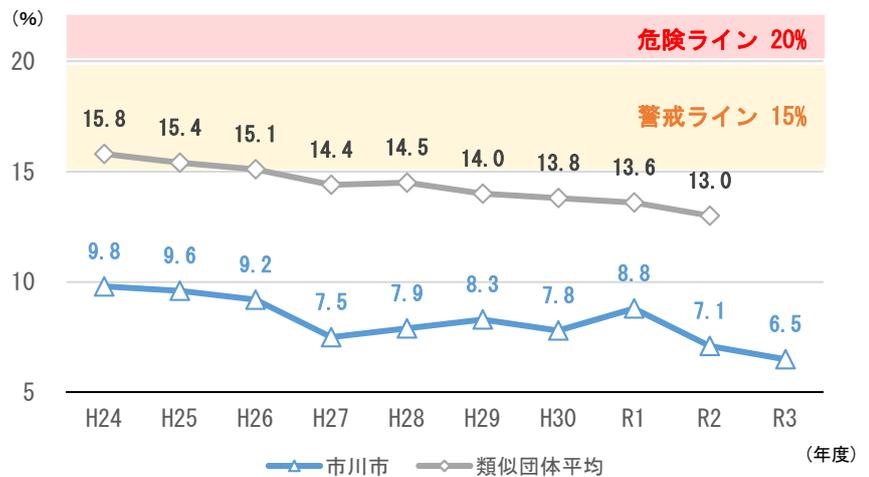
地方公共団体の財政力を示す指標で、当該年度を含む過去3年間の平均値をいい、数値が高いほど財源に余裕があるものとされる。単年度の数値が1を超えるとその年度は普通交付税が交付されない。

※財政力指数は通常3カ年平均値を用いますが、ここでは、各年度の差異をはっきり示すため、単年度の数値を用いています。

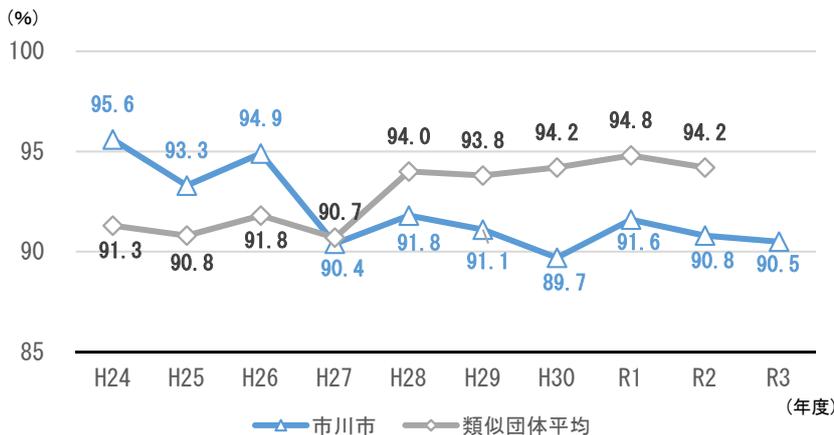
公債費負担比率

$$= \frac{\text{公債費充当一般財源額}}{\text{一般財源等総額}} \times 100\%$$

市税などの一般財源等総額のうち市債の元利償還金に充てられた一般財源の割合。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。



経常収支比率



$$= \frac{\text{経常経費充当一般財源額}}{\text{経常一般財源収入額}} \times 100\%$$

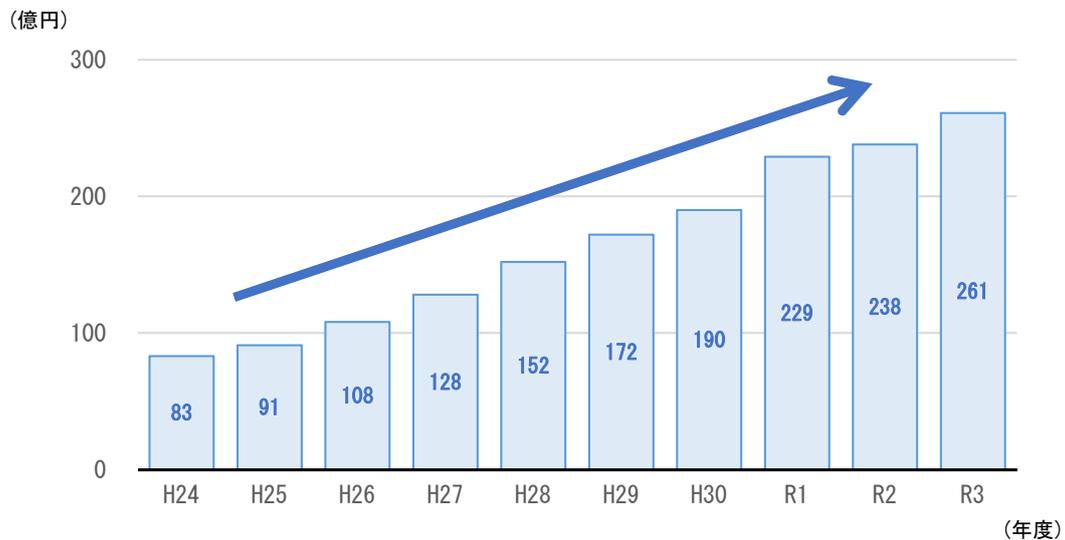
市税・地方譲与税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費・扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標として用いられ、比率が低いほど弾力性が高いとされている。

I. 総論(案)

●財政調整基金残高の推移 (決算値)

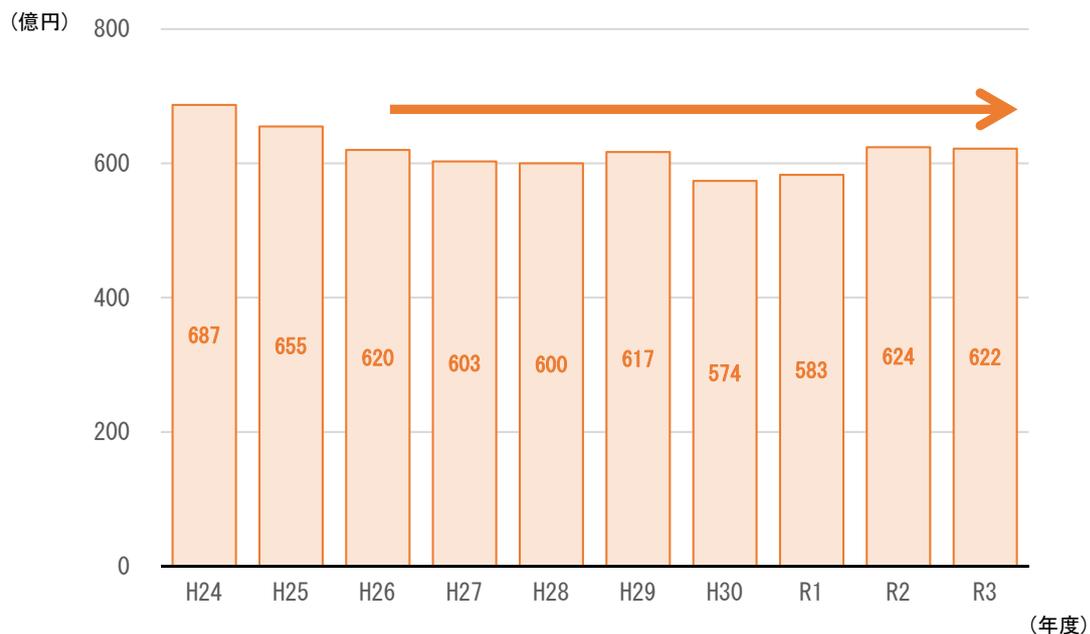
財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、経済不況等による税収の大幅な減少や、災害などの不測の事態における支出に備え、積み立てておくものです。

本市の財政調整基金残高は年々増加しており、令和3年度(2021年度)は過去最高額となりました。



●市債残高の推移 (一般会計/決算値)

近年の市債残高は、600億円前後で推移しています。市庁舎の建て替えや文化会館の大規模改修、学校校舎の整備などを行いながらも、計画的な活用を行うことで、市民1人当たりの市債残高は県内でも低い水準となります。



●今後について

これまでの本市の財政状況は、堅実な運営により健全な状態で推移しており、歳入面では自治体運営の基礎となる市税収入等も増加傾向にあります。中長期的には、人口減少による市税収入の減少が懸念されています。

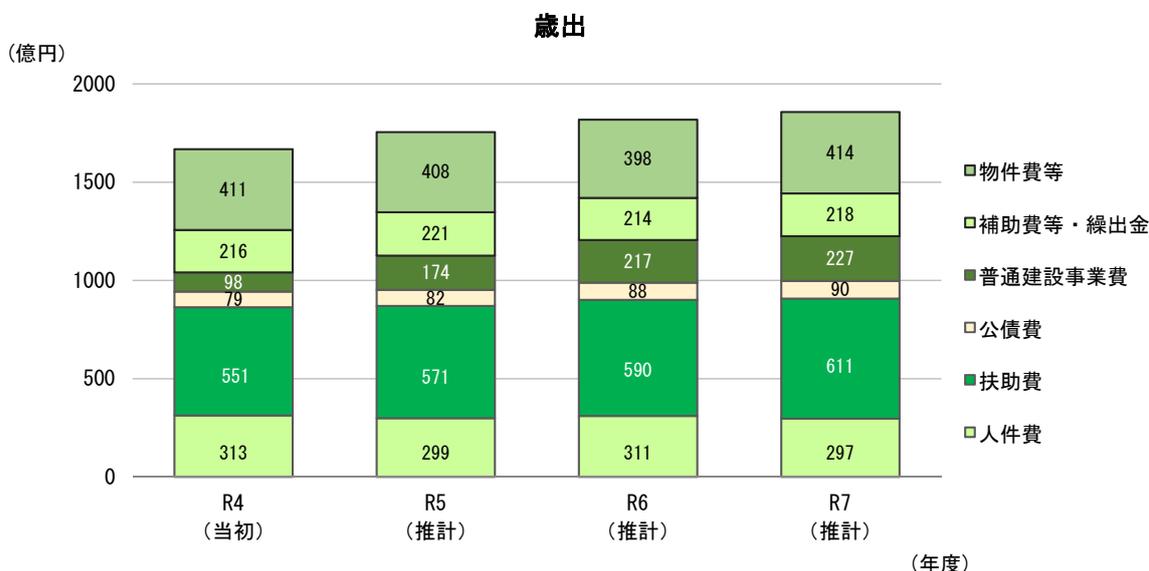
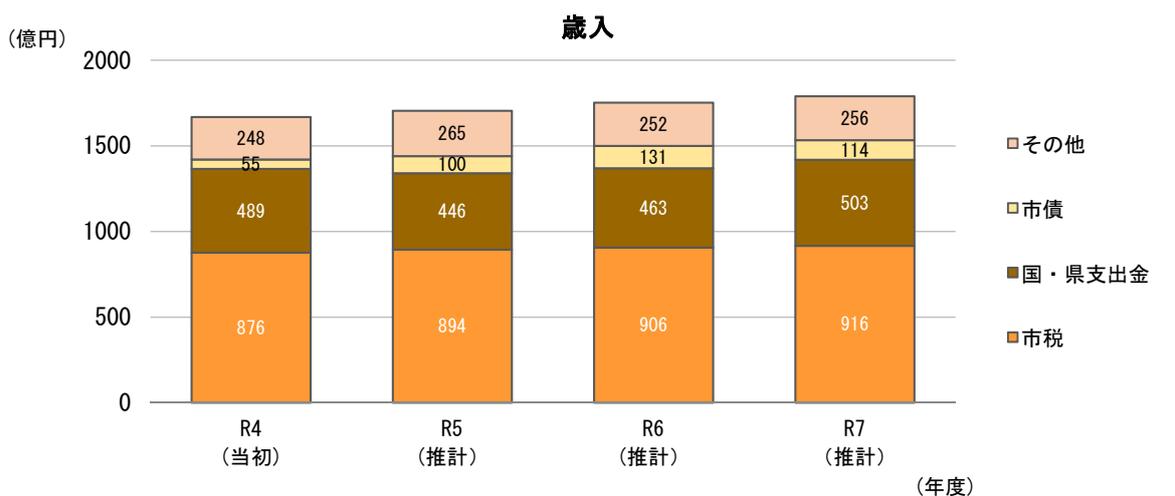
一方、歳出面では、今後も増加が続く社会保障関係経費のほか、老朽化が進むクリーンセンターや斎場など生活の基盤となる公共施設やインフラの更新費用、これに伴う公債費の増加は避けられない状況となることを見込まれています。

持続可能な自治体運営を行っていくためには、引き続き歳入確保に努めるとともに、施策や事業の「選択と集中」を進めて財源を捻出し、有効活用・最適配分することで、安定的な行財政基盤を確立していかなければなりません。

今後は、こうした厳しい財政状況にも対応しながら、第三次基本計画のもと、様々な行政課題やこれまで先送りにされてきた事業への着手など幅広いニーズに応えることで、本市のさらなる発展を図っていく必要があります。

◆第三次基本計画期間（令和5～7年度(2023～2025年度)）における中期財政見通し

※令和5年度以降の数値は事業予算要求ベースで推計



(3) 第二次基本計画の評価

本市では、これまで、第二次基本計画（平成 23～令和 2 年度（2011～2020 年度））に基づいて、様々な施策、事業に取り組んできました。

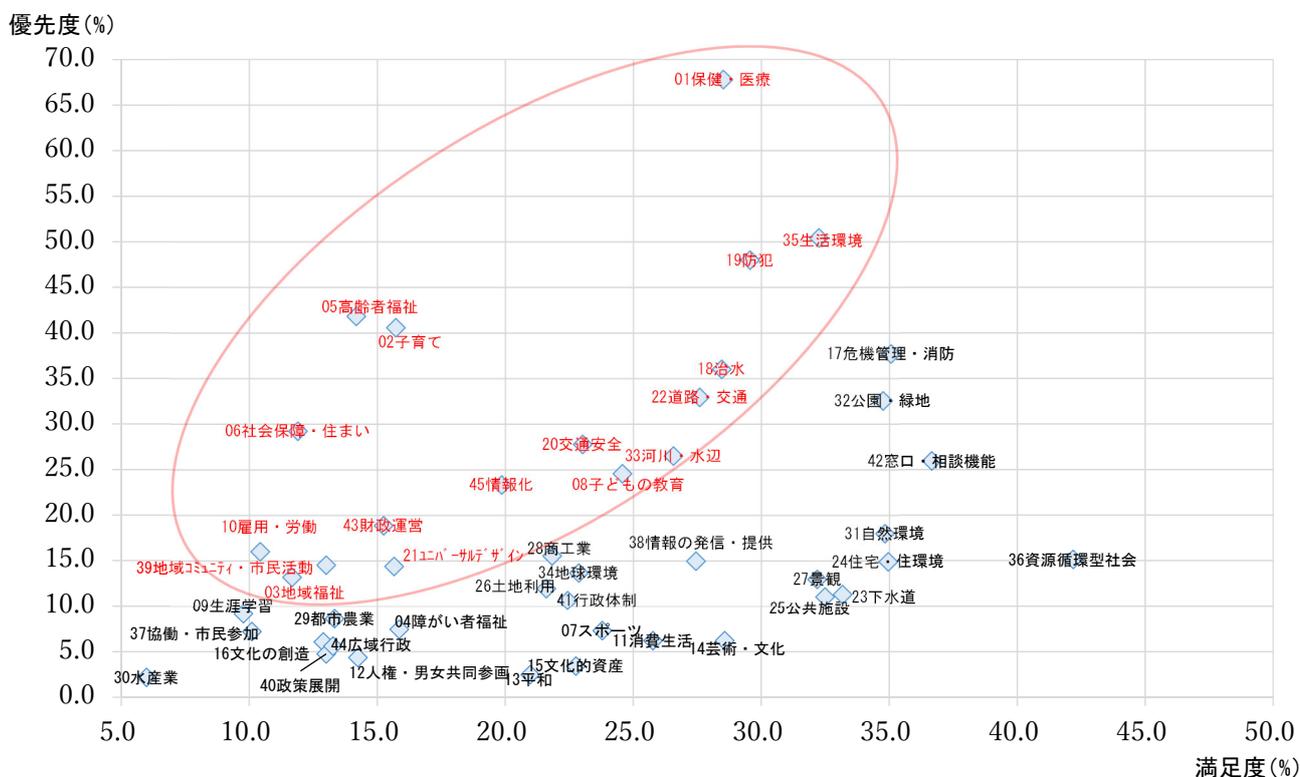
令和 2 年度（2020 年度）には、第二次基本計画の 10 年間の歩みが着実であったか、効率的であったかなどを検証するため、市民の意識・意見を踏まえた総合的な評価を行いました。

第三次基本計画は、この第二次基本計画の評価を踏まえ、施策の検討を行っています。

①基本目標ごとの満足度

基本目標	市民意向調査結果（満足度）		
	平成 23 年度 (%)	令和 2 年度 (%)	増減 (ポイント)
1 真の豊かさを感じるまち (該当する 13 つの大分類の平均)	13.1	16.7	+3.6
2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち (該当する 3 つの大分類の平均)	22.8	21.4	-1.4
3 安全で快適な魅力あるまち (該当する 14 つの大分類の平均)	21.6	25.3	+3.7
4 人と自然が共生するまち (該当する 13 つの大分類の平均)	22.4	32.2	+9.8
5 市民と行政がともに築くまち (該当する 6 つの大分類の平均)	15.1	19.0	+3.9
全体平均 (全 45 の大分類の平均)	18.0	22.2	+4.2

②施策の大分類ごとの満足度・優先度の分布



③施策の満足度が低く、今後の優先度が高い大分類における市民ニーズの把握

No.	施策の大分類	市民ニーズ (施策の満足度が低く、今後の優先度が高い施策)
1	保健・医療	医療と福祉サービスの連携
2	子育て	子育てと仕事の両立
3	地域福祉	活動の担い手の確保・育成
5	高齢者福祉	買い物弱者への支援、見守りサービスの充実
6	社会保障・住まい	生活困窮者への支援
8	子どもの教育	いじめ対策
10	雇用・労働	社会人の学び直しの機会拡充
18	治水	集中豪雨への対策
19	防犯	街頭防犯カメラの設置
20	交通安全	キッズゾーンの整備促進
21	ユニバーサルデザイン	歩行者空間のバリアフリー化の推進
22	道路・交通	安全な歩道の整備
33	河川・水辺	水と触れ合う場の整備
35	生活環境	鳥獣害対策の推進
39	地域コミュニティ・市民活動	市民活動の担い手の確保
43	財政運営	予算・決算の分かりやすい情報提供
45	情報化	行政手続きの簡素化・効率化

5. 本市の重点課題

時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価を踏まえた本市の重点課題を以下の通り整理します。

①子育て世代の定住促進と出生率向上

本市は都心に進学・就職する際の居住地として、20代前半の若い世代の転入が多い一方で、30代と40代前半のいわゆる子育て世代が広く・新しい住宅を求め、近隣市や都内へ転出している状況があります。

働き盛りでもある世代と本市の未来を担う子どもたちが市外に流出することは、将来的に市全体の衰退にもつながりかねない重要な課題です。

また、本市の合計特殊出生率は平成27年の1.39をピークにして減少し、令和2年は1.26まで低下しました。今後、本市が長期的に持続可能な人口構成を維持・構築していくためには、出生率の回復によって一定の出生数を確保していくことが必要です。

第二次基本計画の評価において、「子育てと仕事の両立」の市民ニーズが高いことから、核家族や共働きの世帯の増加などの社会情勢を踏まえ、結婚・出産・子育て、そして、その先のそれぞれのライフステージに寄り添った施策を多面的かつ総合的に展開することで、子育て世代定住促進と出生率向上を目指します。

②医療・福祉ニーズの増加に備えた健康寿命の延伸

現在、団塊ジュニア世代である40代前半を中心とする生産年齢人口が多くを占める本市においては、今後も老年人口の割合が増加していくことが予想されています。

少子化による生産年齢人口の減少により、経済・社会の両面から、「担い手」の減少という構造的な問題に直面する中で、高齢化の進行により医療や介護などのニーズの拡大や社会保障費の増大が見込まれることから、より多くの高齢者が元気で健康的な毎日を過ごせるよう、健康寿命の更なる延伸に重点的に取り組む必要があります。

そのために、中高年の疾病予防、介護予防等に取り組むとともに、乳幼児期からの全ての世代を対象に、丁寧かつ切れ目なく総合的に施策を展開し、市民の皆様がいつまでもハツラツと元気なまま生涯を送れることを目指します。

③感染症・激甚化する災害の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新たな感染症は、市民の安全・安心を脅かす災害に匹敵するものとなることを改めて認識しました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた上で、国や地方公共団体、関係機関との連携を強化し、迅速な情報収集による的確な感染症対策や市民への周知を行える危機管理体制の構築を目指します。

また、激甚化する自然災害に備え、どのような災害が発生しても、人命の保護が図られるとともに、社会システムの被害を最小化し、災害から迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを平時から進めていかなければなりません。令和4年3月に策定した「市川市国土強靱化地域計画」をもとに、ソフト・ハード両面による防災・減災対策の強化や公共施設等の長寿命化・老朽化対策などに取り組みます。

④多様性を意識した施策展開

本市には、年齢や性別、国籍、人種など様々な背景をもった方々が暮らしています。とりわけ、市内に常住する外国人は、年々増加傾向にあり、令和3年度末時点で本市の人口の約3.4%を占めていることから、異文化の理解や友好と親善を促進する必要があります。

また、障がいの有無や性の多様性などを意識した施策展開をあらゆる分野で進めていくことも課題となっています。

それぞれの違いを認め合いながら、誰もが自分らしく、安心して暮らせるような環境をつくり、多様性を本市の持続可能な成長の原動力としていくことを目指します。

⑤地域コミュニティの再構築

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により地域コミュニティの希薄化が進んでいます。地域コミュニティの希薄化は、地域活動の縮小をもたらすばかりでなく、精神的不安・引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題を引き起こす大きな要因にもなっています。

地域コミュニティの再構築のため、地域での人と人がつながる機会の創出や自治会等への支援などに今後一層注力するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これまで対面を前提としていた地域の交流の縮小も余儀なくされたことを踏まえ、オンラインなどを活用した新たな施策を推進します。

I. 総論(案)

⑥地域経済の活性化

本市は都心に近く、物流業や小売業、不動産、医療、介護などを中心とする産業構造であることから、地域間競争の激化や景気動向が地域経済に大きな影響を及ぼします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢による資源・物価高騰などの中で、サプライチェーンの確保や地域経済の活性化により、まちの活力を維持していくことは大きな課題となります。

消費活動の促進などの消費者への施策と、起業支援や中小企業者に対する資金繰り支援など事業者への施策を総合的に行い、好循環を生み出すことで、地域経済の活性化を図ります。

⑦カーボンニュートラルの実現

現在、国を挙げて温室効果ガスの削減を目指している中で、人口約 50 万人を有し、多くの産業が集積する本市の役割は、非常に重要なものです。

本市は、令和 4 年（2022 年）2 月に、2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明し、二酸化炭素排出削減に取り組んでいます。

地元企業や金融機関など、多様な主体との連携のもと、廃棄物処理の適正化やエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用促進などに取り組むとともに、目の前に差し迫った地球温暖化等の環境問題に関する積極的な周知啓発を行うことで、市民一人ひとりの行動変容を促し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

⑧デジタル化による生活の利便性向上

本市では、全国に先駆けて「AI チャットボット」や「窓口予約システム」を導入するなど、情報通信技術を積極的に活用し、行政サービスのデジタル化を進めてきました。

また、令和 2 年度に策定した「市川市 DX 憲章」では、自治体として DX(デジタルトランスフォーメーション)に積極的に取り組むことで、経営資源を無駄なく効率よく使い、その資源を有効活用してサービスを飛躍的に高めるなど、顧客目線で新たな価値の創造を目指していくことを掲げています。

このようなデジタル化の恩恵は、特定の人のみが享受できる状態にあってはなりません。デジタル化はあくまで理想を実現するための手段であることから、常に最適な手法を検討し、実施することで、誰もがその恩恵を享受し、一人ひとりの生活の利便性の向上につながるよう努めていきます。

6. まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合

●まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

急速な少子高齢化の進展、人口の減少という喫緊の課題に対し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26 年（2014 年）11 月 28 日に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。この法律により、市町村において策定が努力義務とされたものが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。

本市においても、将来の人口減少や少子高齢化に向き合い、国や県と一体となってまち・ひと・しごとの創生に取り組んでいくため、平成 27 年度（2015 年度）に「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27～31 年度（2015～2019 年度））を策定しました。

その後、令和 2 年度（2020 年度）からは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「重点推進プログラム※」に統合し、まち・ひと・しごとの創生に係る各種取り組みを進めてきました。

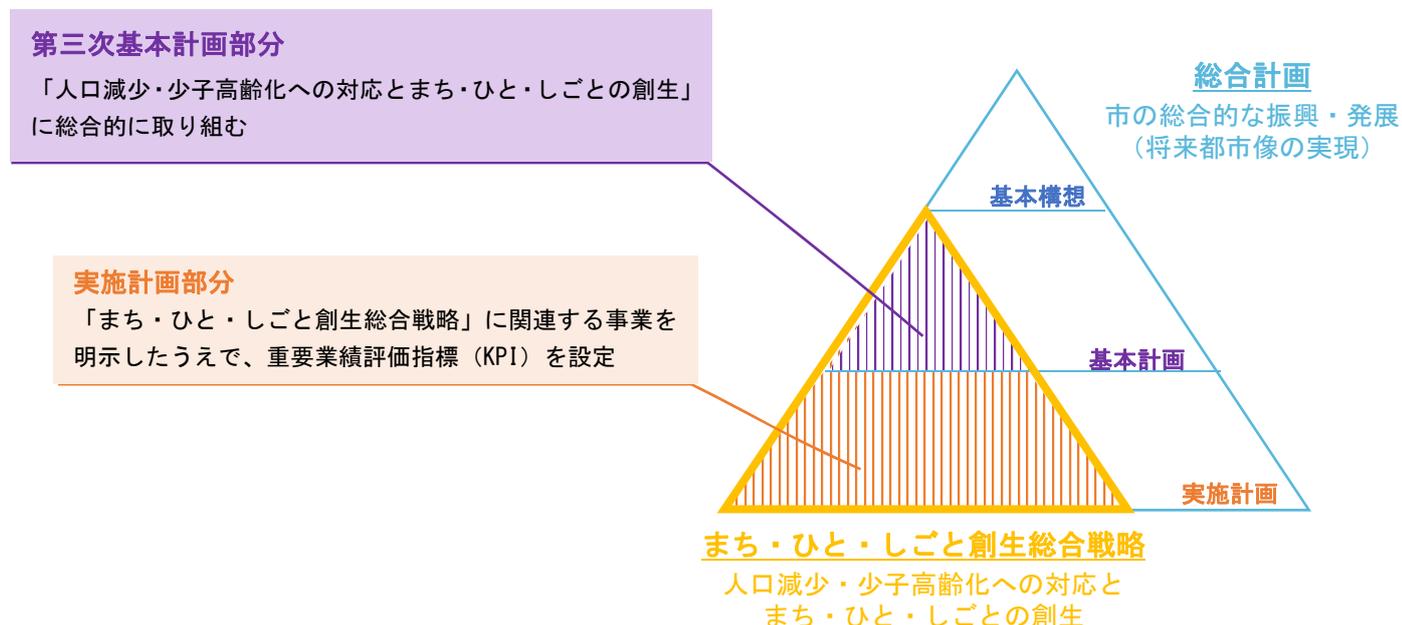
※重点推進プログラム：

第三次基本計画策定までの間、計画期間が満了した基本計画・実施計画と新しい基本計画をつなぐものとして策定し、「施政方針」や「教育行政運営方針」に定める重点事業等の進行管理を行っている。

●統合について

本市の重点課題（P20）でもあり、「第三次基本計画」において総合的に取り組む人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化などの問題は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目的を包含していることから、「第三次基本計画」に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合し、「市の総合的な振興・発展」と「人口減少・少子高齢化への対応とまち・ひと・しごとの創生」に一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策の推進を図ります。

また、実施計画に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する事業を明示したうえで、その進捗状況を把握するため、重要業績評価指標（KPI）を設定します。



一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策を推進

7. SDGs への積極的な取り組み

SDGs（エスディージーズ）とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った、発展途上国から先進国まで一体となって取り組むべき国際目標であり、人類が取り組むべき責務でもあります。

本市は、SDGsが警鐘をならす、世界が直面する貧困、紛争、感染症、気候変動などの危機を認識するとともに、「誰一人取り残さない」という人間の安全保障の理念に賛同します。

第三次基本計画では、令和7年度（2025年度）を目標年次として、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、SDGsの目標年次である令和12年（2030年）を見据え、SDGsの達成にも積極的に取り組むことで、持続可能な未来をつくれます。

また、今日、官民間問わず様々な場所でSDGsに関する取り組みが進められていますが、2030年までにSDGsを達成するには、取り組みのスピードを速め、規模を拡大しなければなりません。

令和2年（2020年）1月から、SDGs達成のための「行動の10年（Decade of Action）」がスタートしており、持続可能な解決策を加速度的に講じることが求められていることから、第三次基本計画では、SDGsの側面からも施策を整理し、取り組みを進めていきます。

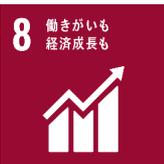


●17のゴール

SDGsの側面からも施策を整理し、施策を通じて17のゴールを目指します。

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>	<p>2. 子育て</p> <p>3. 地域福祉</p> <p>6. 社会保障・住まい</p> <p>8. 子どもの教育</p> <p>26. 経済・商工業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂への支援 ・福祉コミュニティ(包括的支援体制)の充実 ・生活困窮者の自立支援 ・奨学資金の給付 ・就労支援の充実
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>	<p>2. 子育て</p> <p>6. 社会保障・住まい</p> <p>27. 都市農業</p> <p>28. 水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フードリボンによる支援 ・セーフティネットの充実 ・農業者の人材確保と経営支援 ・水産業者の人材確保と経営支援
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>	<p>1. 保健・医療</p> <p>2. 子育て</p> <p>3. 地域福祉</p> <p>4. 障がい者福祉</p> <p>5. 高齢者福祉</p> <p>6. 社会保障・住まい</p> <p>7. スポーツ</p> <p>20. 交通安全</p> <p>21. 道路・交通</p> <p>25. 土地利用・景観</p> <p>30. 公園・緑地</p> <p>33. 生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する講演会の開催 ・こども医療費助成の拡充 ・福祉コミュニティ(包括的支援体制)の充実 ・障がい者に対する医療費助成の充実 ・高齢者の健康づくりの推進 ・適切な国民健康保険制度の運用 ・いちかわスポーツフェスタの開催 ・交通安全意識の啓発 ・快適な道路環境の整備 ・安全で快適な市街地形成 ・安らぎの場となる公園の提供 ・良好な大気環境の保全

I. 総論(案)

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>	<p>2. 子育て 3. 地域福祉 4. 障がい者福祉 7. スポーツ 8. 子どもの教育 9. 生涯学習 13. 文化・芸術 14. 文化的資産 15. 観光</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の確保と保育の質の向上 ・多世代交流を促進する場づくり ・障がい者の社会参加促進 ・市民スポーツ教室の推進 ・幼保小の連携強化 ・生涯学習機会の充実 ・文化施設における美術作品、文化資料の展示 ・北下瓦窯跡の保全 ・地域の魅力の再発見
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>	<p>10. 雇用・労働 11. 多様性社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの推進 ・男女共同参画のための講演会の開催
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>	<p>22. 下水道 29. 自然環境・生物多様性 31. 水辺 33. 生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・生態系の保護 ・水辺環境の保全 ・水質汚濁の防止
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>	<p>24. 公共施設 32. 地球環境 34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への創エネ・省エネの推進 ・再生可能エネルギー利用の促進 ・次期クリーンセンターの整備
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>	<p>10. 雇用・労働 20. 交通安全 21. 道路・交通 22. 下水道 26. 経済・商工業 27. 都市農業 28. 水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・道路の拡幅整備 ・都市計画道路の整備 ・公共下水道の整備 ・起業への支援 ・農業者等の育成・確保 ・水産業の経営改善の支援

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>	<p>10. 雇用・労働 26. 経済・商工業 27. 都市農業 28. 水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援体制の拡充 ・デジタル地域通貨の導入検討 ・地元産農作物のPR ・漁港の整備
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>	<p>2. 子育て 4. 障がい者福祉 11. 多様性社会 12. 平和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアや発達の支援が必要な子どもへのサポート ・障害福祉サービスの充実 ・在住外国人への支援 ・平和寄席の開催
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>	<p>16. 危機管理 17. 防災 18. 消防 19. 市民安全 20. 交通安全 21. 道路・交通 22. 下水道 23. 住宅・住環境 24. 公共施設 25. 土地利用・景観 30. 公園・緑地 31. 水辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化 ・浸水対策 ・消防力の強化 ・防犯灯の適正配置 ・自転車走行空間ネットワークの整備 ・都市計画道路の整備 ・公共下水道の整備 ・あんしん住宅の助成 ・公共施設の整備・再編 ・景観まちづくりの支援 ・花と緑のまちづくり財団への支援 ・河川敷緑地の活用
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>	<p>26. 経済・商工業 27. 都市農業 28. 水産業 33. 生活環境 34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業基盤の強化 ・地産地消の推進 ・経営改善の支援 ・工場・事業場への規制 ・廃棄物の適正排出の確保
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>	<p>16. 危機管理 17. 防災 18. 消防 23. 住宅・住環境 24. 公共施設 25. 土地利用・景観 29. 自然環境・生物多様性 30. 公園・緑地 32. 地球環境 33. 生活環境 34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応体制の強化 ・防災意識の啓発 ・消防防災施設の整備 ・あんしん住宅の助成 ・公共施設の創エネ・省エネの推進 ・緑の保全と創出 ・森林整備の推進 ・公園・緑地の管理 ・再生可能エネルギー利用の推進 ・大気汚染の防止 ・環境負荷低減を考慮したクリーンセンターの整備

I. 総論(案)

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>	<p>22. 下水道 28. 水産業 29. 自然環境・生物多様性 31. 水辺 32. 地球環境 33. 生活環境 34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・漁港の整備 ・生物多様性の理解促進 ・三番瀬の保全 ・ごみの減量・資源化促進 ・水質汚濁の防止 ・ごみの排出ルールの周知・啓発
	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>	<p>27. 都市農業 29. 自然環境・生物多様性 30. 公園・緑地 32. 地球環境 33. 生活環境 34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用促進 ・自然環境講座の開催 ・緑地の保全や緑化推進 ・電気自動車等の購入促進 ・生活環境保全のための監視、規制、指導 ・資源の循環利用の推進
	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>	<p>8. 子どもの教育 11. 多様性社会 12. 平和 19. 市民安全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもたちに学習の機会の提供 ・在住外国人を対象とする日本語教室の開催 ・戦没者追悼献花式の開催 ・自主防犯活動の促進
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>	<p>全ての大分類に共通</p>	

※1 国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) が示したものを。

※2 施策分野(施策の大分類)ごとに SDGs ゴールを整理したものを施策別計画(P41～P139)に記載。

Ⅱ. 第三次基本計画で目指す姿

1. まちづくりの目標

基本構想における「まちづくりの基本理念」に基づく、「将来都市像」のもと、これを実現するための、第三次基本計画における目標として「3年間のまちづくりの目標」を定めます。

将来都市像

ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ

3年間のまちづくりの目標

具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり

本市の長期的なまちづくり目標である「市川市総合計画 I&Iプラン 21」の計画期間が残り3年となりました。

この3年間では、本市が将来都市像の実現に向け進めてきたこれまでのまちづくりの成果を現在の世代に一層享受してもらうとともに、将来の世代にうまく引き継ぎ、持続可能な未来につなげていかなければなりません。

そのためにも、第三次基本計画では、将来を見据えたうえで今取り組むべき課題である「本市の重点課題」や、地球全体における課題の解決のために定められた目標である「SDGs」を踏まえ、3つの柱をもって具体的な対策を進め、実効性・即効性のある施策を講じます。

(1) 安心で快適なまち

福祉の充実や多様性社会の推進、万が一の事態に備えた防災・防犯対策、暮らしを支える都市基盤の整備など、お互いに支え合い、誰一人取り残さない安心で快適なまちにしていきます。

(2) 健やかに暮らせるまち

安心して子育てできる環境整備や年齢・障がいなどに応じた健康づくりのサポート、健康の源である食の環境を守ることに取り組むとともに、本市の特性である水辺や里山など多くの自然に恵まれた環境を生かし、心身ともに健やかに暮らせるまちにしていきます。

(3) 魅力あふれる元気なまち

「文教都市いちかわ」として受け継がれてきた歴史や伝統、文化を尊重しつつも新たな魅力を生み出し発信していきます。さらに、地域経済の活性化とカーボンニュートラルの実現に取り組み、活力ある元気なまちにしていきます。

2. 未来へのアプローチ

「基本構想」と「本市の重点課題」から、施策の横串「未来へのアプローチ」を導き出し、施策横断的な視点から市川らしい施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題に対応します。

また、施策の横串自体を市民目線・未来志向とすることで、第三次基本計画の総合評価においては、従来の施策の大分類（分野）ごとの評価に加え、横串ごとの評価を行います。

イラストで表現(予定)

【重点課題】子育て世代の定住促進と出生率向上

↳ 【未来へのアプローチ】安心して子育てができる

【重点課題】医療・福祉ニーズの増加に備えた健康寿命の延伸

↳ 【未来へのアプローチ】いつまでも地域で健やかに暮らせる

【重点課題】感染症・激甚化する災害の対応

↳ 【未来へのアプローチ】災害・感染症に強く、安全・安心を実感できる

【重点課題】多様性を意識した施策展開

↳ 【未来へのアプローチ】多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく暮らせる

【重点課題】 地域コミュニティの再構築

↳ 【未来へのアプローチ】 多様な主体がつながり、協力し合う

【重点課題】 地域経済の活性化

↳ 【未来へのアプローチ】 経済の活性化により地域が発展する

【重点課題】 カーボンニュートラルの実現

↳ 【未来へのアプローチ】 地球環境を守り、豊かな市川の自然を次世代につなげる

【重点課題】 デジタル化による生活の利便性向上

↳ 【未来へのアプローチ】 デジタル技術でだれもが快適になる

【基本構想】

↳ 【未来へのアプローチ】 子どもたちが希望をもって、自ら伸び、育つ

【基本構想】

↳ 【未来へのアプローチ】 「文化のまち」の息づかいが感じられる

■未来へのアプローチの体系

未来へのアプローチ	基本目標 1 真の豊かさを感じるまち										基本目標 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち					
	基本目標	保健・医療	子育て	地域福祉	障害者福祉	高齢者福祉	社会保障・住まい	スポーツ	子どもの教育	生涯学習	雇用・労働	多様性社会	平和	芸術・文化	文化的資産	文化の創造
安心して子育てができる		○	○				○	○	○		○	○	○			
いつまでも地域で健やかに暮らせる		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
災害・感染症に強く、 安全・安心を実感できる		○	○	○	○	○		○	○		○					
多様性を認め合い、 個人が尊重され、自分らしく暮らせる		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
多様な主体がつながり、 協力し合う		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
経済の活性化により地域が発展する			○								○	○				○
地球環境を守り、豊かな 市川の自然を次世代につなげる																
デジタル技術でだれもが快適になる		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
子どもたちが希望をもって、 自らの伸び、育つ		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	
「文化のまち」の息づかい が感じられる								○	○	○		○	○	○	○	○

基本目標3 安全で快適な魅力あるまち											基本目標4 人と自然が 共生するまち					基本目標5 市民と行政がともに築 くまち									
危機管理	防災	消防	市民安全	交通安全	道路・交通	下水道	住宅・住環境	公共施設	土地利用・景観	経済・商工業	都市農業	水産業	自然環境・生物多様性	公園・緑地	水辺	地球環境	生活環境	資源循環型社会	協働・市民参加	情報の発信・提供	地域コミュニティ・市民活動	行政経営	財政運営	広域行政・大都市制度	情報政策
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○		○	○			○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○			○		○				○			○			○	○	○	○	○	○
○	○		○				○	○		○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
					○					○	○										○	○	○	○	○
○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○
○	○		○					○		○										○	○	○	○	○	○
				○									○	○	○							○	○	○	○
								○	○				○	○	○		○			○	○	○	○	○	○

Ⅱ. 第三次基本計画で目指す姿(未定稿)

■ 現状値

項目	未来へのアプローチの環境を実感していると回答した市民の割合(%)
安心して子育てができる	26.5
いつまでも地域で健やかに暮らせる	33.8
災害・感染症に強く、安全・安心を実感できる	28.4
多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく暮らせる	21.6
多様な主体がつながり、協力し合う	12.8
経済の活性化により地域が発展する	14.1
地球環境を守り、豊かな市川の自然を次世代につなげる	24.1
デジタル技術でだれもが快適になる	14.8
子どもたちが希望をもって、自らの伸び、育つ	18.9
「文化のまち」の息づかいが感じられる	28.7

※令和4年8月実施のアンケート調査によるもの



第三次基本計画を通して数値の向上を図ります

(計画終了時に調査・評価を実施)

Ⅲ. 施策別計画

■ 施策の体系

【基本目標 1】 真の豊かさを感じるまち

基本構想		基本計画	
基本目標	施策の方向性	施策分野（大分類）	中分類
真の豊かさを感じるまち	1. 健康で安心して暮らせる、 地域福祉の充実した まちをつくります	1. 保健・医療	・健康づくりの推進 ★感染症対策の推進 ★母子保健の推進
		2. 子育て	★特別な支援を要する子ども、子育て家庭への支援 ★乳幼児期における保育の質の向上 ・地域における子育て支援
		3. 地域福祉	★地域共生社会への意識変革 ・地域への参加と交流の体制づくり ・地域の安心と信頼の向上
		4. 障がい者福祉	★社会参加・就労の促進 ・生活支援の充実 ・医療・リハビリテーションの支援 ・地域の理解・支援の促進
		5. 高齢者福祉	・介護予防と生きがいづくりの充実 ・介護サービス及び生活支援サービスの充実
		6. 社会保障 ・住まい	・安心して暮らせる社会保障の充実 ・住まいの安心・安全への支援
		7. スポーツ	★スポーツをする機会の提供 ★スポーツをみる感動の発信 ★スポーツをささえる環境の充実
	2. 豊かな人間性を育み、 創造力あふれる 子どもを育てます	8. 子どもの教育	★社会の一員としての自覚を養う教育 ★一人一人の可能性を広げる教育 ★豊かな人間性を育む教育
	3. 生きがいを見いだす、 いきいきとした生涯学習社会 をつくります	9. 生涯学習	・生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 ★大学と連携した学習機会の提供
	4. 誰もが安心して働くことが できる環境をつくります	10. 雇用・労働	・就労支援の充実 ★多様な働き方改革の推進
	5. 人権を尊重し、 世界平和に貢献します	★11. 多様性社会	★多様性社会の実現 ★人権の尊重
		12. 平和	・平和意識の高揚 ★国際理解の促進

【基本目標 2】 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

基本構想		基本計画	
基本目標	施策の方向性	施策分野（大分類）	中分類
彩り豊かな文化と 芸術を育むまち	1. 芸術・文化を身近に感じる まちをつくります	13. 文化・芸術	★文化芸術に触れる機会の創出 ★文化芸術活動への支援
	2. 文化資産や伝統文化を まちの活性化に活かします	14. 文化的資産	★伝統文化の継承 ★文化財の保護及び文化的資産の保全と活用
	3. 暮らしの中で 「まちの文化」を育みます	★15. 観光	★地域一体型の観光の推進 ★魅力の発信による市川ブランドの確立

★…第二次基本計画から追加または修正した箇所

【基本目標3】安全で快適な魅力あるまち

基本構想		基本計画	
基本目標	施策の方向性	施策分野(大分類)	中分類
安全で快適な魅力あるまち	1. 安全で安心して暮らせる まちをつくります	16. 危機管理	★危機管理体制の推進 ★新たな感染症への対応
		★17. 防災	★激甚化する自然災害への備え ★自助・共助を基本とした地域防災力の向上 ★治水対策の推進
		★18. 消防	・消防力の強化 ★火災予防の推進 ★救急体制の充実
		★19. 市民安全	・防犯まちづくりの推進 ★消費生活相談体制の充実
		20. 交通安全	・交通安全に関する意識啓発 ★安全な歩行空間・自転車走行環境の整備 ★通学路の安全性向上
	2. 快適な暮らしを支え、 質の高い都市基盤整備を 進めます	21. 道路・交通	★道路交通網の充実 ★道路の安全性の向上及び維持管理 ・公共交通の充実
		22. 下水道	★下水道普及率の向上 ★安心な生活を支える下水道環境の整備 ★経営基盤の強化
		23. 住宅・住環境	★安心して暮らせる安全な住まいとまちづくり ★良質な住まいと魅力ある居住環境づくり
		24. 公共施設	★公共施設等総合管理計画の推進 ★公共施設における脱炭素の推進
	3. 自然、歴史、社会環境などを 活かして、バランスのとれた 魅力ある土地利用を図ります	25. 土地利用・景観	★適切な土地利用による魅力と活力あるまちづくり ・まちの個性に彩られた表情豊かな景観形成
	4. 産業を振興し、 活力あるまちをつくります	★26. 経済・商工業	・産業基盤の強化 ★経営人材の育成 ★地域に根差した産業の育成 ★域内経済循環の構築
		27. 都市農業	★活力に満ちた農業の推進 ★都市農地の保全 ★都市農業への理解の醸成
		28. 水産業	★漁業環境の整備 ★水産業への理解促進

★…第二次基本計画から追加または修正した箇所

【基本目標 4】人と自然が共生するまち

基本構想		基本計画	
基本目標	施策の方向性	施策分野（大分類）	中分類
人と自然が共生するまち	1. 自然を大切に、 やすらぎと潤いのある まちをつくります	★29. 自然環境 ・ 生物多様性	★自然環境の保全と生物多様性の推進 ・ 自然と触れ合える機会の創出
		30. 公園・緑地	・ 魅力ある公園の整備 ★緑地の保全
		31. 水辺	・ 水辺の環境の保全 ★水辺を活用したまちづくり
	2. 環境への負荷のすくない まちをつくります	32. 地球環境	★カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み ★環境に関する理解と意識の醸成
		33. 生活環境	★良好な生活環境の保全 ・ 安全で清潔な生活環境の保持
	3. 廃棄物の発生を抑制し 資源循環型のまちを つくります	34. 資源循環型社会	・ 3Rの推進 ・ 廃棄物の適正処理の推進

【基本目標 5】市民と行政がともに築くまち

基本構想		基本計画	
基本目標	施策の方向性	施策分野（大分類）	中分類
市民と行政がともに築くまち	1. 市民と行政との パートナーシップのもとで まちをつくります	35. 協働・市民参加	★市政に参加しやすい環境づくり ★多様な主体の連携によるまちづくり
		36. 情報発信・提供	★個別最適な手法による広報活動の充実 ・ 広報を活用した市政への関心の向上 ★情報公開の一層の推進
	2. まちづくりのための 新しいコミュニティを つくります	37. 地域コミュニティ ・ 市民活動	・ 地域コミュニティの活性化 ★新たなコミュニティ形成の促進 ★市民活動活性化への支援
			★38. 行政経営
	3. 分権時代にふさわしい 行財政運営を推進します	39. 財政運営	★健全な財政運営
		★40. 広域行政 ・ 大都市制度	★自治体間連携の強化 ★中核市移行に向けた調査・研究
	4. 情報通信技術を 市民生活の向上に 活かします	★41. 情報政策	★ICT施策全体の最適化 ★情報通信技術を活用した市民サービスの提供 情報セキュリティ体制の運用

★…第二次基本計画から追加または修正した箇所

●SDGs のゴール

関連する SDGs の 17 のゴールを示したもの。

●施策分野

施策分野(施策の大分類)の名称と、
 施策体系のどこに位置するかを示した
 もの。

基本目標 1 / 施策の方向 1

1. 保健・医療



現状と課題

- 糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病の増加が全国的な問題となっています。生活習慣病は今や、国民の全死亡原因の約3分の2近く、国民医療費の約3分の1を占め、多くの疾病や障がいへの発生要因となっています。
- 本市では、「健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）」に基づき、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間である「健康寿命」を延ばし、市民一人ひとりの「健康格差」を縮小するため、市民の健康増進を総合的に推進しています。今後は、高齢化の進行や医療の高度化に伴う医療費や医療需要の増加に対応するため、更なる取り組みの充実が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一人ひとりが健康の重要性を改めて認識しました。一方で、食生活や運動習慣の変化、健康診査の受診控えや高齢者の身体機能低下などの新たな懸念が生じています。
- 妊娠期や産後などにおいて、医療や専門的支援のニーズが高まっており、安心して妊娠・出産できる環境の整備を進める必要があります。また、乳児期から幼児期において、子どもの成長に応じて子育てができるよう、乳幼児健診の充実とその後の継続的支援を行える体制の整備も求められています。

●現状と課題

施策分野(施策の大分類)を取り巻く
 現状と課題を示したもの。

- 未来へのアプローチ -



●未来へのアプローチ

施策分野(施策の大分類)が関連する「未来へのアプローチ」を示したもの。

● **取り組み**

(中分類) 「現状と課題」をうけ、計画期間の3年間で目指す方向性(ねらい)とその内容を示したもの。
 (小分類) 中分類をうけ、実際に行う取り組みを示したもの。

市民満足度 (%) 【現状値】	26.0
--------------------	------

● **市民満足度**

各施策分野(施策の大分類)の取り組みに満足していると回答した市民の割合
 (令和4年8月実施 アンケート調査より)

取り組み

(中分類1) **健康づくりの推進** (所管部: 企画部、保健部)

誰一人取り残されず、生涯にわたり安心して健やかで心豊かに暮らせるよう、心と体の両面から健康づくりを推進し、健康寿命日本一を目指した取り組みを行います。また、乳幼児のすこやかな成長のため、相談体制や健康診査などのさらなる充実を図ります。

その他、市民自らが食生活、歯・口腔の健康、運動、休養、喫煙や飲酒などの生活習慣を見直し、健康意識の向上を図れるよう、各種健康づくり事業を実施します。

(小分類)

- ・ 疾病予防、健康管理の推進
- ・ 健康への習慣づくりの推進
- ・ 正しい健康知識の周知・啓発
- ・ 生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発及び講座の実施
- ・ 睡眠やこころの健康に関する正しい情報の提供
- ・ 幅広い年代に対する相談機関の周知
- ・ 栄養・食生活に関する相談及び講座の実施
- ・ 歯・口腔の健康に関する健(検)診や相談の実施

(中分類2) **感染症対策の推進** (所管部: 保健部)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、新たな感染症が流行するという事態が生じた際に、市民の命を守るための対策の強化を図ります。

また、子どもの成長に応じた予防接種をはじめ、予防接種法に基づく定期接種が確実に接種できる環境を整えます。

(小分類)

- ・ 感染症についての正しい知識の普及啓発
- ・ 子どもの定期接種の積極的勧奨の推進

(中分類3) **母子保健の推進** (所管部: 保健部)

安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、健診に係る費用の助成や正しい知識の普及を図ります。また、病気の早期発見と、家族とともに子ども一人ひとりの成長に合わせた子育てができるよう、乳幼児健診及びその後の支援体制の充実を図ります。

(小分類)

- ・ 妊婦健診等の費用助成
- ・ 妊娠・出産・子育てに関する健康教育及び相談の充実
- ・ 乳幼児期の健やかな発育・発達の支援

部門別計画

- 市川市健康増進計画(健康いちかわ21) / 企画部
- 市川市食育推進計画 / 保健部、いのち支えるいちかわ自殺対策計画 / 保健部
- 子ども・子育て支援事業計画 / 子ども政策部

第三次基本計画を通して

数値の向上を図ります

(計画終了時に調査・評価を実施)

● **部門別計画**

施策分野(施策の大分類)に関連する計画とそれを所管する部を示したもの。

基本目標1
真の豊かさを感じるまち

基本目標 1 / 施策の方向 1



1. 保健・医療

現状と課題

- 糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病の増加が全国的な問題となっています。生活習慣病は今や、国民の全死亡原因の約3分の2近く、国民医療費の約3分の1を占め、多くの疾病や障がいのはり発生要因となっています。
- 本市では、「健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）」に基づき、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間である「健康寿命」を延ばし、市民一人ひとりの「健康格差」を縮小するため、市民の健康増進を総合的に推進しています。今後は、高齢化の進行や医療の高度化に伴う医療費や医療需要の増加に対応するため、更なる取り組みの充実が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一人ひとりが健康の重要性を改めて認識しました。一方で、食生活や運動習慣の変化、健康診査の受診控えや高齢者の身体機能低下などの新たな懸念が生じています。
- 妊娠期や産後などにおいて、医療や専門的支援のニーズが高まっており、安心して妊娠・出産できる環境の整備を進める必要があります。また、乳児期から幼児期において、子ども一人ひとりの成長に応じて子育てができるよう、乳幼児健診の充実とその後の継続的支援を行える体制の整備も求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	26.0
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 健康づくりの推進 (所管部：企画部、保健部)

誰一人取り残されず、生涯にわたり安心して健やかで心豊かに暮らせるよう、心と体の両面から健康づくりを推進し、健康寿命日本一を目指した取り組みを行います。また、乳幼児のすこやかな成長のため、相談体制や健康診査などのさらなる充実を図ります。

その他、市民自らが食生活、歯・口腔の健康、運動、休養、喫煙や飲酒などの生活習慣を見直し、健康意識の向上を図れるよう、各種健康づくり事業を実施します。

(小分類)

- ・ 疾病予防、健康管理の推進
- ・ 健康への習慣づくりの推進
- ・ 正しい健康知識の周知・啓発
- ・ 生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発及び講座の実施
- ・ 睡眠やこころの健康に関する正しい情報の提供
- ・ 幅広い年代に対する相談機関の周知
- ・ 栄養・食生活に関する相談及び講座の実施
- ・ 歯・口腔の健康に関する健（検）診や相談の実施

(中分類2) 感染症対策の推進 (所管部：保健部)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、新たな感染症が流行するという事態が生じた際に、市民の命を守るための対策の強化を図ります。

また、子どもの成長に応じた予防接種をはじめ、予防接種法に基づく定期接種が確実に接種できる環境を整えます。

(小分類)

- ・ 感染症についての正しい知識の普及啓発
- ・ 子どもの定期接種の積極的勧奨の推進

(中分類3) 母子保健の推進 (所管部：保健部)

安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、健診に係る費用の助成や正しい知識の普及を図ります。また、病気の早期発見と、家族とともに子ども一人ひとりの成長に合わせた子育てができるよう、乳幼児健診及びその後の支援体制の充実を図ります。

(小分類)

- ・ 妊婦健診等の費用助成
- ・ 妊娠・出産・子育てに関する健康教育及び相談の充実
- ・ 乳幼児期の健やかな発育・発達の支援

部門別計画

市川市健康増進計画（健康いちかわ21）／企画部

市川市食育推進計画／保健部

いのち支えるいちかわ自殺対策計画／保健部

市川市子ども・子育て支援事業計画／こども政策部

基本目標 1 / 施策の方向 1



2. 子育て

現状と課題

- 本市は、30代と40代前半のいわゆる子育て世代が広く・新しい住宅を求め、近隣市や都内へ転出している状況があります。子育てを始める、始めた方々に長きにわたって本市に住み続けたいと思ってもらえるように、定住促進に関する様々な施策を多角的に取り組んでいくことが重要となります。
- 本市の合計特殊出生率は令和2年(2020年)時点で1.26であり、全国平均の1.33と比べて低くなっていることから、妊娠と出産、そして、その後の子育てと仕事の両立を安心して行える環境の整備を進めていかなければなりません。
- 少子化や核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感を抱える人が増えていることから、子育て家庭が相互交流を行える場所の提供や、育児に関する情報提供など、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。
- 保育園については、新たな施設の整備と保育士の確保に継続して取り組んだ結果、令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)は、待機児童ゼロを達成しました。今後は、待機児童ゼロを継続するため、保育需要を見極めたうえで地域を限定し、施設の整備に努めるとともに、保育の質の向上に向けた取り組みについても継続することが重要となります。
- 障がい児や医療的ケア児、発達に課題のある子どもなどについて、教育・保育施設においてそれぞれの状況に合わせたきめ細かい支援が不可欠となっています。
- 家庭環境に関わらず、すべての子どもが健やかに成長するために、子どもの貧困対策や食の環境の支援、子どもの居場所づくりの推進、児童虐待防止対策の強化、ひとり親家庭等の自立支援の充実などが求められています。また、安心して医療機関に受診できる環境の整備が重要であり、子どもの医療費助成の拡充に取り組んでいく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)	20.5
【現状値】	

取り組み

(中分類1) 地域における子育て支援 (所管部：こども政策部)

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、待機児童ゼロの継続や、一時保育など多様な保育サービスの充実、妊娠から出産・育児のそれぞれの時期にわたる相談や情報の提供、子育てをする親同士の交流の場を提供するなど、きめ細やかな子育て支援を行います。

(小分類)

- ・ 待機児童ゼロ継続のための計画的な保育施設の整備
- ・ 多様な保育サービスの充実
- ・ 地域の子育て力向上のための支援の充実
- ・ 子育て相談・情報提供の充実

(中分類2) 乳幼児期における保育の質の向上 (所管部：こども政策部)

子どものすべてを受け入れ、心身の状況に応じたきめ細やかな援助や関わりを基盤とし、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけていけるように保育を展開します。養護と教育が一体となった保育を計画的に進めることで、保育士の専門性の向上や保育実践の改善を行い、保育の質の向上を図ります。

(小分類)

- ・ 保育の内容の質を高めるための取り組みの充実
- ・ 適正な保育環境の確保に向けた取り組みの推進
- ・ 保育士の確保と資質向上の推進

(中分類3) 特別な支援を要する子ども、子育て家庭への支援

(所管部：こども政策部)

障がい児や医療的ケア児、発達に課題のある子どもに対し、個々に応じた適切な支援を行います。また、子どもの貧困対策の推進や子どもの居場所づくりの支援を行うとともに、児童虐待を防ぐための体制の強化やひとり親家庭への支援など、子どもの権利が尊重され、すべての子どもたちが自分らしく心豊かに成長できる環境を整えます。

(小分類)

- ・ 医療的ケアや発達の支援が必要な子ども、子育て家庭への支援の充実
- ・ 子どもの貧困対策の推進
- ・ 子どもの食の環境の支援
- ・ 子どもの居場所づくり
- ・ 児童虐待防止のための相談体制の充実及び周知活動の継続
- ・ ひとり親家庭等の自立のための支援の充実
- ・ 子どもの健やかな成長のための医療費助成の拡充

部門別計画

市川市子ども・子育て支援事業計画／こども政策部

基本目標 1 / 施策の方向 1



3. 地域福祉

現状と課題

- 近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会や家庭の様相は大きく変化しています。また、個々の抱える問題も複雑・多様化しており、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。
- 本市では、平成 13 年度（2001 年度）から、支えあいの地域づくり「地域ケアシステム」の推進に取り組み、福祉コミュニティの充実を図っています。今後は継続して地域の問題に取り組む活動の担い手の確保や育成に取り組むとともに、コロナ禍で活動休止となっていた活動を安心して再開させていくため、オンラインや自宅訪問など、状況に応じた新たな支援の在り方を検討していく必要があります。
- 本市における包括的な支援体制の構築に向けて、これまでの「高齢」、「障がい」、「生活困窮」、「こども」といった各分野別の相談支援や、地域づくり支援の取組みを活かしたうえで、それぞれの分野のみでは対応できない、「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応していくことが求められており、社会福祉法の改正により創設された、相談支援・参加支援・地域づくり支援の 3 つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を推進していく必要があります。
- 介護と育児に同時に直面するという「ダブルケア」や、高齢の親がひきこもりの子の経済的な支援を行う「8050 問題」などの問題に対応するため、包括的な支援体制の構築に取り組んでいかなければなりません。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)

【現状値】

18.0

取り組み

(中分類1) 地域共生社会への意識変革 (所管部：福祉部)

すべての市民が、地域での交流と支え合いに関心を持ち、それぞれの役割を担ってもらうために、広報いちかわや市公式 Web、講座などの機会を通じて支え合い社会に向けた周知と啓発を行います。地域のニーズに対応した行政運営を行うため、部門間連携の強化や職員意識の変革に取り組みます。

(小分類)

- ・ 地域福祉に関する情報の提供
- ・ 地域共生社会に向けた意識の啓発
- ・ 市民と職員の意識変革

(中分類2) 地域への参加と交流の体制づくり (所管部：福祉部)

市民や各種団体、事業者が地域で活動できるよう支援し、緊急時を含めた支援体制づくりを進めていきます。地域活動への関心と参加を促し、多様な交流の機会を創出し、住民同士が相互に支え合い、助け合う「福祉コミュニティ」の充実を目指します。

(小分類)

- ・ 世代や属性にとらわれない交流の場づくり
- ・ 福祉コミュニティの充実
- ・ 地域における防災体制充実の推進
- ・ 社会とのつながりを作るための支援の整備

(中分類3) 地域の安心と信頼の向上 (所管部：福祉部)

自助や共助による取り組みを促進する一方で、基本的な福祉ニーズには、一定の基準のもと全市的かつ一律に実施できる「公的な福祉サービス（公助）」で対応します。また、これらすべての取り組みが、相互に連携・補完して様々な福祉ニーズにつながるよう、包括的な相談支援体制の整備を進めるとともに、サービスそのものを安心して利用できるような質の向上を図ります。

(小分類)

- ・ 属性、世代、相談内容を問わない包括的な相談支援体制の整備
- ・ 公的なサービスの質の向上

部門別計画

市川市地域福祉計画／福祉部

基本目標 1 / 施策の方向 1



4. 障がい者福祉

現状と課題

- 市内の障害者手帳所持者は、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 5 年間において、毎年 1.8%程度増加を続けており、今後も障害福祉サービスなどの需要が増していくことが予想されています。
- 本市では、平成 28 年度（2016 年度）に施行された障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、第 4 次いちかわハートフルプランに基づき、障がいのある方を取り巻く環境の改善を目指しています。
- 障がいのある方が地域で安心して日常生活を送れるように、社会参加の促進や生活不安の解消のための仕組みや環境づくりの推進を必要としています。また、多様性を認め合う共生社会の実現に向け、障がいへの理解や合理的配慮の提供を一層促進していく必要があります。
- 障がい者の家族などの高齢化も進んでおり、障がい者本人だけでなく、支援者を含めた包括的な支援が必要となっています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	16.7
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 社会参加・就労の促進 (所管部：福祉部)

施設での日中活動や、通所施設における福祉的就労、自立のための一般就労などを充実させることにより、本人の意思に添った社会参加を促進します。

(小分類)

- ・ 就労支援
- ・ 地域活動支援センターの運営支援

(中分類2) 生活支援の充実 (所管部：福祉部)

地域での多様なライフスタイルに合わせ、障害福祉サービスの充実を図るとともに、社会生活の基本であるコミュニケーションや移動を支援する体制づくりを進めます。また、障がい者の安心した地域生活のため、相談支援体制や権利擁護体制のほか、医療的ケアを要する方への支援体制の充実を図ります。

(小分類)

- ・ コミュニケーションの支援、移動サービスの充実
- ・ 基幹相談支援センターをはじめとした障がい者の相談支援体制の拡充
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 差別解消、虐待防止等の権利擁護体制の充実
- ・ 医療的ケアを要する方への支援体制の充実

(中分類3) 医療・リハビリテーションの支援 (所管部：福祉部)

障がい者(児)の地域における生活を支援するための各種医療費の助成を行います。また、身近な地域においてリハビリテーションを行うことのできるよう、環境整備を図ります。

(小分類)

- ・ 医療費助成の充実
- ・ リハビリテーション機能の充実

(中分類4) 地域の理解・支援の促進 (所管部：福祉部)

障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供のため、様々な障がいや生きづらさを感じている方に対する理解を促進するとともに、障がいのある人もない人もともに地域の中で安心して暮らしていけるよう、障がい者団体とその活動を支援する人や自治会などとのネットワークづくりを進めます。また学校において、障がい者(児)に対する正しい理解を深める教育などを進めます。

(小分類)

- ・ 理解の促進
- ・ ネットワークの形成
- ・ 福祉教育の推進

部門別計画

市川市障害者計画／福祉部
市川市障害福祉計画／福祉部
市川市障害児福祉計画／福祉部



5. 高齢者福祉

現状と課題

- 本市の老年人口(65歳以上)の割合は年々上昇しており、特に、要介護認定率の高い後期高齢者人口(75歳以上)が伸びています。今後もこの傾向が続くことが予想されており、高齢者福祉の取り組みが一層重要なものとなっていきます。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみで暮らす世帯が増加する中、地域のつながりの希薄化と相まって、高齢者や認知症の人の孤立が課題となっています。
- 住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための仕組みである「地域包括ケアシステム」の推進においては、高齢者の社会参加を促進し、介護予防や健康寿命の延伸につなげるとともに、認知症の有無にかかわらず同じ社会でともに生きる「共生」の基盤のもと、生活支援や見守り支援などの体制整備が必要とされています。
- 要介護・要支援認定者数や認知症高齢者数も年々増加傾向にあり、介護サービスの更なる需要増が見込まれることから、適正かつ効果的なサービスの提供、在宅サービスと施設サービスのバランス良い整備、医療と介護の連携などを進めていく必要があります。
- 訪問系の介護事業者を中心に、介護人材の不足は深刻化しており、今後、介護需要の増える中で担い手人口の減少が予想されることから、人材確保や業務効率化の支援にも取り組まなければなりません。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	20.9
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 介護予防と生きがいづくりの充実 (所管部：福祉部)

高齢者の介護予防に取り組み、健康で明るく元気に生活できるように健康維持・増進を支援し、住民主体の通いの場の充実や自立支援に資する取り組みを進めます。

また、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送ることのできるよう、生涯学習の講座などを充実させるとともに、これまでに培ってきた知識や経験を活かし社会で活躍できる場を拡充するための取り組みを進めます。

(小分類)

- ・ 住民主体の通いの場の充実・地域づくりの推進
- ・ 自立支援に資する取り組みの推進
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 就労や社会参加の促進

(中分類2) 介護サービス及び生活支援サービスの充実 (所管部：福祉部)

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし、介護者の負担を軽減できるよう、認知症の方に対する早期の支援や、医療との連携強化、在宅サービス、施設・居住系サービスの充実などを図ります。また、日常生活で支援を必要とする高齢者に対する生活支援サービスの情報提供と併せて、支え合い活動の創出や担い手の育成、外出の機会を増やす取り組みなどを進めていきます。

(小分類)

- ・ 医療介護の連携推進と介護サービスの充実
- ・ 持続可能なサービス提供体制の構築
- ・ 認知症施策の総合的な推進
- ・ 地域資源の把握及び開発、並びに情報提供

部門別計画

市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画／福祉部

基本目標 1 / 施策の方向 1



6. 社会保障・住まい

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、老後の生活を保障する公的年金の役割が一層重要なものとなっている中、年金への加入意識や納付率の向上が課題となっています。
- 被保険者の減少・高齢化や医療の高度化に伴い、1人あたりの医療費は年々増加しており、国民健康保険制度は厳しい財政状況におかれています。一方で、平成30年度(2018年度)から国民健康保険制度が都道府県単位の広域化となったことに伴い、各市町村の国保財政の安定的・持続可能な運営の推進がより一層求められています。本市においても、決算補填などの目的の法定外繰入について、その必要性や額の妥当性などを改めて整理・検討したうえで、保険税収納率の向上、医療費適正化の取組などの推進や県が提示する標準保険料(税)率を参考に適正な保険税率を検討することなどにより、計画的な解消・削減に努めています。
- 生活の困窮は、低収入などの経済的理由やひきこもりなどの社会的理由など様々な要因が複雑に絡み合って生じています。近年、生活保護受給者や生活困窮者が増加していることから、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護からの脱却を支援することや再び生活保護に頼ることのないように支援することなど、個々の状況に応じた支援を行うことが重要となります。
- 適正な水準の住宅を確保できない住宅確保要配慮者に対して、市営住宅等の供給のほか、民間賃貸住宅を活用するなど住宅セーフティネットの強化が求められています。また、老朽化が進んでいる市営住宅は、計画的な改修工事及び施設修繕を進め、安全性、居住性の向上を図る必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	18.1
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 安心して暮らせる社会保障の充実 (所管部：市民部・福祉部・保健部)

国民年金の加入意識や納付を向上させるため、広報などを通じて、国民年金制度の啓発を図ります。

また、特定健康診査や特定保健指導などを実施し、生活習慣病を予防することで、医療費の適正化を図り、国民健康保険の健全な運営を目指します。

生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援するため、その世帯の生活実態に応じた相談の充実を図ります。さらに、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診などを支援するとともに、状況に応じた相談体制の充実を図ります。

(小分類)

- ・ 広報などを通じた国民年金制度の周知
- ・ 国民健康保険の健全な運営
- ・ 生活困窮者・不安定居住者などへの支援と自立の促進

(中分類2) 住まいの安心・安全への支援 (所管部：福祉部)

市営住宅の著しい老朽化のため、市川市公営住宅等長寿命化計画により計画的に改修することで、経年に伴う建物の耐久性の強化や更新を進め、安全性、居住性の維持向上を図ります。

また、高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などが安心して生活ができるように、住宅に関する相談や情報提供を行います。

(小分類)

- ・ 市営住宅の維持管理
- ・ 住宅確保要配慮者への住宅に関する相談や情報提供

部門別計画

市川市住宅セーフティネット計画（市川市公営住宅等長寿命化計画含む）／福祉部



7. スポーツ

現状と課題

- スポーツには、歓喜や感動を与え生活を豊かにすると共に、勇気や友情を育み、人と人、地域と地域をつなぎ、新しいコミュニティを創造することで、心身を成長させる力があります。また、目標やコミュニティができることで、生きがい生まれ、心身の健康を維持、増進させることにより、人生を生き生きとしたものにしてくれるものでもあります。スポーツは、近年、課題となっている健康増進や子どもの体力向上にも大変有用なものであることから、誰もが生涯を通じてスポーツを自由に楽しみ、享受することができる環境づくりを推進していくことが大切です。
- 近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出制限などにより、スポーツに親しむ機会が制限されてきました。各種制限などの緩和により、以前のような賑わいが戻りつつありますが、引き続き、感染症対策やデジタル技術の活用に取り組むとともに、各々のレベルに合ったスポーツの実施やスポーツに触れることができる機会の提供を行っていくことで、更なるスポーツ人口や実施率の向上に取り組んでいく必要があります。
- スポーツ施設の老朽化及び機能不足への対応や、パラスポーツ、アーバンスポーツ、ユニバーサルスポーツ、eスポーツなど「新たなスポーツ」にも対応できる施設整備により、安全・安心で自由にスポーツができる環境づくりを行っていくことが求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	22.3
--------------------	------

取り組み

(中分類1) スポーツをする機会の提供 (所管部：文化スポーツ部)

市民のスポーツ実施率向上のため、より気軽にスポーツをする機会として、軽スポーツ教室や競技スポーツ（初心者向け）教室などを地域団体等と協力し開催します。日頃触れる機会が少ないパラスポーツやアーバンスポーツなどについてもイベントなどを通じて普及促進を図ります。また、競技スポーツにおいては、トップアスリート等指導者の派遣や講義の開催及び開催支援等による市民の競技力向上を目指します。

(小分類)

- ・ スポーツ教室やイベントの開催
- ・ トップアスリート等指導者の派遣や講義開催等による競技力向上支援

(中分類2) スポーツをみる感動の発信 (所管部：文化スポーツ部)

スポーツに対する関心や興味を育む一環として、トップチーム等と連携を図り、試合観戦の機会創出を図ります。高レベルの試合等を見ることで、夢や感動、目標等を与え、より豊かな生活へと繋がります。また、トップチーム等以外にも子ども達がスポーツをする姿をみることで、心身の成長を実感するなど、スポーツをしない人にもスポーツの魅力を感じてもらおうことを目指します。

(小分類)

- ・ トップチーム等との連携
- ・ スポーツを観戦する環境の整備、機会の提供

(中分類3) スポーツをささえる環境の充実 (所管部：文化スポーツ部)

市民が安全に、安心してスポーツができるよう、感染症対策やデジタル技術による利便性の向上、市民のニーズや社会情勢にあった施設計画とし、より良いスポーツ環境の整備を行います。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動支援、公認スポーツ指導者制度などにより、スポーツをささえる組織・人材の確保と育成を進めるとともに、地域や企業と連携した地域環境の創成を目指します。

(小分類)

- ・ スポーツ施設の整備（維持改修・利便性向上の再整備・必要施設の整備）
- ・ スポーツをささえる人材や組織の確保と育成
- ・ 地域や企業との連携体制の創成

部門別計画

市川市スポーツ振興基本計画／文化スポーツ部

基本目標 1 / 施策の方向 2



8. 子どもの教育

現状と課題

- グローバル化の進展や環境問題の深刻化、Society5.0時代の到来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、予測困難な時代にあって、学校教育には、学習指導要領に沿って様々な社会の変化に適応できる自立した人材を育むために学びの質を向上していくことが求められています。
- 社会の構造や環境が大きく変化する中でも、すべての子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも判断できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育てていくことが求められています。
- すべての子どもは、様々な個性と可能性を持っています。誰もが変化の激しい社会を生き抜いていくためには、お互いの個性を認め合い、協働し、多種多様な知恵や資源を生かしていくことが重要となります。
- 近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。学校では、給食の充実とそれを通じた食育が推進され、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実が進められています。
- 最新の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）の結果では、体力合計点の全国平均が下降しており、新型コロナウイルスの影響により、体育の授業や部活動の制限、外出自粛などによって、子どもの体力低下に拍車がかかっていると思われる状況にあり、対応が求められています。
- 子どもの様々な資質・能力を育成するためには、幼児教育から義務教育といった発達段階を踏まえたつながりの中で、体系的な学びを通じた学びと育ちの連続性が大切であり、幼保小連携や小中一貫教育を推進していく必要があります。
- 学校における働き方改革は、喫緊の課題であり、教職員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校運営を見直すことや、家庭・学校・地域の役割の認識を深め一層の連携・協働を図ることで、地域とともにある学校づくりに取り組む必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	17.6
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 社会の一員としての自覚を養う教育 (所管部：学校教育部)

多様性を認め合う全員参加型社会への変革が求められる中、学校教育においても、性別や国籍、障がい等に関わらず、多様な属性や経歴を持ったすべての子どもたちが、個性や能力の伸長を図る機会を創出します。

多様性を尊重し、すべての子どもたちの学習参加が促されるよう、学校教育においては、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を目指し、すべての子どもが自分の生活する地域で共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組みづくりを進めるなど、特別な教育的ニーズに応じた教育を推進します。

(小分類)

- ・ 多様な学び手のニーズに応じた教育
- ・ 特別な教育的ニーズに応じた教育

(中分類2) 一人一人の可能性を広げる教育 (所管部：学校教育部)

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる力を育成するために、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた学びの充実を図ります。

デジタルとアナログをベストミックスし、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出します。

(小分類)

- ・ 多様な価値観を認めあう心の育成
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ・ 安心して充実した学校給食の推進
- ・ 運動を通じた健やかな体の育成

(中分類3) 豊かな人間性を育む教育 (所管部：学校教育部)

就学前教育から義務教育9年間までを見通した一貫性のある指導体制の構築など、学びと育ちの連続性を大切にした教育を推進します。

保護者や地域住民が学校経営に参画することや地域と学校がパートナーとして連携・協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で子どもを守り育てる体制を整えとともに、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりを推進します。

(小分類)

- ・ 学びと育ちの連続性を大切にした教育
- ・ 社会との連携を大切にした教育

部門別計画

市川市教育振興基本計画／教育委員会
市川市学校環境基本計画／教育委員会
市川市特別支援教育推進計画／教育委員会



9. 生涯学習

現状と課題

- 絶えず変化する予測困難な社会において、すべての人がその変化に対応し、必要な知識・能力などを更新できるよう、生涯を通じた学び直しの必要性が高まっています。人生 100 年時代を迎え、一人一人の多様な幸せが社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、生涯学習の場づくりに加え、学んだことを活用できる機会の拡大が求められています。
- すべての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向け、主体的に地域の課題を解決することができるように、地域コミュニティを形成するなど、人と人がつながる仕組みを構築し、社会的包摂を推進する必要があります。
- 公民館などの社会教育施設は、市民の学びの拠点として、利用者層の拡大と各種活動の活性化が課題となっています。情報通信技術を活用した「オンラインによる学び」の拡充を図るだけでなく「対面による学び」の組合せにより、多様なニーズに応じた学びを提供するなど、市民に身近で使いやすい学習拠点としての機能を高めることが求められています。
- 本市は、地域への貢献や発展に資することを目的として、市内 5 大学と包括連携協定を結んでいることから、双方が持つ資産を相互に活用して市民ニーズにあった市民講座を充実させていくことも有用となります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	26.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 (所管部：生涯学習部)

多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用することで、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を図ります。

また、学びの成果を誰もが発揮できる活動の場を構築することで、生涯学習で得た知識や成果を積極的に地域社会に活かせる機会や仕組みづくりを進めていきます。

(小分類)

- ・生涯学習機会の充実
- ・公民館など社会教育施設を活用した地域の学習拠点づくり
- ・社会教育と学校教育との連携を通じた子どもの成長サポート
- ・図書館・博物館などの活用を通じた学習活動の促進

(中分類2) 大学と連携した学習機会の提供 (所管部：企画部・生涯学習部)

市内の大学と連携し、大学の持つ恵まれた環境の中で社会の諸問題や生活向上のための新しい知識の習得を目的とした生涯学習の機会を提供していきます。

また、市立図書館と大学図書館の相互利用を推進することにより、自ら学びたい市民が学習する機会を提供していきます。

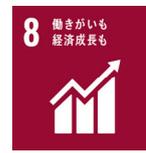
(小分類)

- ・大学との包括連携協定に基づく生涯学習の推進
- ・図書館の相互利用の推進

部門別計画

市川市教育振興基本計画／教育委員会
市川市立図書館運営基本計画／生涯学習部
市川市子どもの読書活動推進計画／生涯学習部

基本目標 1 / 施策の方向 4



10. 雇用・労働

現状と課題

- 平成 31 年（2019 年）に働き方改革を推進することを目的とした「働き方改革関連法」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。また、女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの多様な人材が活躍できる社会の実現にも取り組んでいかなければなりません。
- 平成 31 年（2019 年）5 月に成立した「改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）」により、職場内のパワーハラスメント防止のため雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。大企業では令和 2 年（2020 年）6 月から、中小企業では令和 4 年（2022 年）4 月から施行されており、労働者が安心して働ける体制づくりが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛要請により、時差通勤、オンライン会議、テレワークなど労働環境に大きな変化が生じており、これに対応した働きやすい労働環境の整備が必要とされています。
- 地域の雇用機会を創出することは、市内経済の活性化に資するとともに、財政的な面からも重要な課題となっています。雇用施策の情報提供、地域の実情にあった雇用施策の実施など、総合的に展開していく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)	11.4
【現状値】	

取り組み

(中分類1) 就労支援の充実 (所管部：経済部)

将来に不安を抱える人の就労相談や勤労者・中小企業経営者からの労働問題の相談など、相談支援体制を充実させ、パワーハラスメントをはじめとした労働問題の解消を目指します。また、高齢者・障がい者を含めた求職者に対して就労機会の拡充を図り、勤労者が安心して健康に働き、暮らすことが出来るよう就労を支援します。

(小分類)

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 就労支援体制の拡充

(中分類2) 多様な働き方改革の推進 (所管部：経済部)

仕事と育児や介護との両立や、少子超高齢化による生産年齢人口の減少などを踏まえ、様々なライフスタイルを尊重し、働く人々の意欲と能力を生かした職場環境の整備を推進します。

また、従来の働き方や休み方を見直し、個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるワークライフバランスが実現された社会を目指し啓発を行います。

(小分類)

- ・ 勤労者福祉の増進

部門別計画

(仮称) 商工業振興ビジョン／経済部 ※策定中

基本目標 1 / 施策の方向 5



1.1. 多様性社会

現状と課題

- 社会生活におけるハラスメントや家庭などにおける DV や虐待など、人権問題は依然として発生しており、市民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、引き続き取り組む必要があります。
- 「性はグラデーション」と言われるように、社会には、一般的に認識されている男性、女性という2つの性にあてはまらない方がおり、社会的には少数となるそうした人たちのことを「性的少数者」、「セクシュアルマイノリティ」、「LGBTQ+」などと言います。すべての人が、互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様な性のあり方について正しく理解し、LGBTQ+の方々への差別や偏見をなくしていくことが必要となります。
- 女性の地位向上については、男女の能力や役割に対する固定的な考え方を取り除き、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会づくりを推進していく必要があります。
- 生活者として、定住、労働する外国人は出身国も多岐にわたり、生活様式も多様化しています。国籍、文化、慣習、宗教などの違いをこえて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に安心して参画できるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制を整備していく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	12.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 多様性社会の実現 (所管部：総務部・企画部)

個人の尊厳が尊重され、性別、性自認、性的指向、国籍、民族、年齢、障がいの有無等、様々な社会的属性にかかわらず、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会を築くために、多様性社会推進施策を実施します。また、各種審議会への参画など、女性が政策・方針決定過程に参画できる環境の整備や、就業機会や職場における男女平等を推進するための社会環境の整備を進めます。あわせて、在住外国人への日本語支援を含めた総合的な支援を行い、地域社会の構成員として社会参加を図れる取り組みを進めます。

(小分類)

- ・ 多様性を認め合う意識づくりと教育の推進
- ・ 自立・参画を育む環境の整備
- ・ あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ・ 在住外国人への支援

(中分類2) 人権の尊重 (所管部：総務部)

すべての市民が人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重し合えるよう、人権啓発を行います。また、児童・高齢者・障がい者への虐待や配偶者からの暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害者の救済・支援を充実させます。さらに、相談窓口の充実や関係機関との連携強化を進め、被害者の早期発見や迅速な対応がなされるよう体制を整備します。

(小分類)

- ・ 人権意識の高揚
- ・ 相談・救済・支援体制の充実

部門別計画

市川市男女共同参画基本計画／総務部

市川市多文化共生推進指針／企画部 ※策定中



12. 平和

現状と課題

- 海外では、国同士の争いにより、国民の平穏な日常が奪われるという悲劇が報じられています。近年では、ロシアによるウクライナ侵攻の被害が拡大し、改めて戦争の悲惨さと平和の大切さ、命の尊さが認識されました。
- 本市では、いかなる国の核兵器に対してもその廃絶と軍縮を訴え、世界の恒久平和確立のため「核兵器廃絶平和都市」を宣言しています。今なお世界各地でテロや紛争が勃発する中、平和の尊さを理解し、次世代の子どもたちに伝えていくことが重要となります。
- 異文化への理解から始まる多文化共生の意識を醸成するためには、他国の文化習俗に触れ、異文化に暮らす人々と交流する機会を市民に提供していくことが不可欠となります。本市では、姉妹・友好都市やパートナーシティとの市民同士の交流活動に取り組んでおり、互いの都市と相互理解を深め、世界平和に貢献していく必要があります。
- 在住外国人の支援や多文化共生社会の推進においては、年々増加する在住外国人の方が、言語の壁を超えて住みやすい街となるような施策を進めていく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	15.7
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 平和意識の高揚 (所管部：総務部)

「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づき、恒久平和に対する市民意識の高揚と定着化を図るために、作品募集や展示会などを通じて平和啓発活動を推進します。

(小分類)

- ・ 平和啓発活動の推進

(中分類2) 国際理解の促進 (所管部：企画部)

国籍や民族・文化の違いを互いに寛容し、誰もが自分らしく暮らせるまちを実現するため、平和や国際交流・国際理解に関わる市民の活動を促進するとともに、在住外国人が安心して暮らせるように支援を行います。

(小分類)

- ・ 国際交流活動の促進、支援
- ・ 在住外国人への支援

部門別計画

市川市多文化共生推進指針／企画部 ※策定中

基本目標2

彩り豊かな文化と芸術を育むまち



13. 文化・芸術

現状と課題

- 本市では、文化芸術を身近に感じられるイベントの開催や作品発表の場の創出、拠点となる施設の整備などを通して、市民が日常的に文化芸術に親しみ、触れられる機会の拡充を図ってきました。一方で、近年、価値観の変化やコンテンツの多様化、ソーシャルメディアの普及、活動を行ってきた人々の高齢化など、文化芸術を取り巻く環境が大きく変化しており、その対応が求められています。
- 「文化のまち いちかわ」を次の世代に引き継いでいくためには、文化芸術活動の後継者育成や、新たな人材の確保、文化芸術団体の連携強化が課題となっています。また、本市の歴史や伝統文化を継承しつつも、将来につながる自立的かつ持続可能な文化芸術活動及びイベントを実施していくため、これまでの支援の在り方を再検討するとともに、新たな文化芸術活動の基盤を構築していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により制限されていた文化芸術活動が徐々に再開されていることを踏まえ、今後を見据えた支援策として、公共施設だけでなく民間施設や地域資源を有効活用するなど、文化芸術活動の再活性化や基盤強化を目的とした具体的な施策を検討することも必要となります。
- 情報通信技術の発展・普及は、文化芸術分野においても、守り伝え発信する手段として注目されています。さらに多くの市民が地域への理解や親しみを深められるよう、オンライン配信の活用など新たな手法を積極的かつ効果的に取り入れ、場所や時間にとらわれず文化芸術に触れる機会を創出・拡充していくことが求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	29.4
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 文化芸術に触れる機会の拡充 (所管部：文化スポーツ部)

文化芸術を身近に感じられるまちづくりの実現に向けて、文化施設等における展示や、オンライン配信を通じ、ゆかりの美術作品等に触れられる機会を拡充します。また、市民の誰もが文化芸術活動に親しみ、参加しやすい環境を整えます。

(小分類)

- ・市の文化施設における美術作品や文化資料等の展示
- ・オンライン配信などを活用した文化芸術情報の効果的な発信
- ・文化芸術事業の振興と文化芸術施設の整備・充実
- ・市民、事業者、各種団体との連携拡大

(中分類2) 文化芸術活動への支援 (所管部：文化スポーツ部)

誰もが自主的に文化芸術活動を行い、自ら文化芸術を創造することができるよう、活動を支援していきます。また、展示やイベントを通じ、若手アーティストの育成・支援や、文化芸術に触れられるまちづくりの実現につなげます。

(小分類)

- ・芸術文化団体の連携拡大・ネットワークの強化支援
- ・芸術文化活動及び成果発表の場の充実
- ・若手アーティスト等の創作活動の支援、拠点整備

部門別計画

市川市文化振興ビジョン／文化スポーツ部



1 4. 文化的資産

現状と課題

- 先人たちが築き、守り伝えてきた有形・無形の文化財は、地域の歴史の理解に欠かせないだけでなく、文化の向上や発展の基礎をなす重要なものです。また、歴史や文化、芸術など、人々の暮らしの中に息づく「まちの文化」は、生活にゆとりや安らぎをもたらし、心を豊かにさせてくれます。本市がさらに活性化し続けていくため、こうした多様な文化的資産や地域の魅力を積極的に発信し、本市への愛着や親しみを深める「よりどころ」としていく必要があります。
- 市民が本市の文化的資産や伝統文化に興味を持ち、主体的に関わることのできる機会を創出・拡充することは、それらを次世代へと引き継ぐ人材を育成することにつながります。目的やニーズに応じた様々な手法による効果的な情報発信やイベントの展開などを、積極的に行っていくことが求められています。
- 多様な文化的資産を活かしていくためには、それらの適切な保全・保存・継承などを図り、礎とすることが不可欠です。市の文化施設においては、市民の安全や利便性を確保するため、計画的な設備更新や改修工事などを行い、文化活動の拠点として整備する必要があります。また、地域の歴史的建造物をはじめとした貴重な文化財や伝統行事などの保護・継承にあたっては、所有者や関係機関と連携し、適切な保存・管理を進めなければなりません。
- 令和3年度(2021年度)末現在、本市にある指定文化財の数は57件、登録有形文化財は18件です。文化財は歴史的、文化的遺産としてかけがえのない財産であり、これを後世に伝えることが重要な責務です。法や条例に基づき指定または登録したうえで、適切に保全していくことが求められています。
- 指定文化財の内、国史跡として指定されている場所は5か所、その内の2か所について、開発行為から遺跡を保護するために公有化を進めています。公有化された土地については、未だ整備がなされておらず、十分な活用がされていないことが課題となっています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	18.5
--------------------	------

取り組み

(中分類 1) 伝統文化の継承 (所管部：文化スポーツ部・生涯学習部)

市民向け講座やワークショップの開催、また、市の文化施設における発表等を通じ、市民生活との関わりをより一層深め、文化的資産や伝統文化を次世代へ引き継ぐための人材育成を行います。

無形文化財として伝統的文化を承継するため、無形文化財の維持管理に係る経費の一部を助成します。

(小分類)

- ・ 市民主体の文化芸術イベントによる新たな人材の発掘及び連携機会の創出
- ・ 次世代の文化芸術の担い手に向けた伝統文化の継承及び新たな文化芸術活動への支援
- ・ 要綱に基づいた補助金の交付

(中分類 2) 文化財の保護及び文化的資産の保全と活用

(所管部：文化スポーツ部・生涯学習部)

市川市文化会館、東山魁夷記念館や文学ミュージアム等の文化施設について、積極的なPRと活用を図っていくとともに、地域の文化的資産や歴史的建造物等を活用した事業を展開します。また、文化施設を良好な状態で次世代へ引き継ぐとともに、市民の安全や利便性を確保するため、計画的な設備更新や改修工事などを行います。

文化財の保護に資するよう、文化財の維持管理及び修繕に係る経費の一部を助成します。また、史跡に指定された土地の公有化を進めて開発行為から保護し保全します。

史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡について、保存活用計画に沿って優先順を付けながら公有化を進めるとともに、一定範囲の公有化が済んだ区域において順次具体的な整備の計画を策定します。史跡曾谷貝塚について、史跡を地域の文化資産として活かすため将来的な整備の方向性を踏まえた保存活用の方法を計画します。

文化財の魅力について情報を発信することで、文化財保護意識の醸成を行います。さらに、市内に残る貴重な歴史・風土・自然的資産を次世代に引き継いでいくため、それらを学習資源として活用していきます。

(小分類)

- ・ 文化的資産や歴史的建造物等の情報発信と活用
- ・ 文化施設の適切な維持・管理
- ・ 要綱に基づいた補助金を交付
- ・ 史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡の公有化状況にあわせた、整備基本計画の策定
- ・ 史跡曾谷貝塚の保存活用計画の策定
- ・ 市公式 Web サイトの活用、文化財に関する情報の発信
- ・ 学校の体験学習などでの活用

部門別計画

市川市文化振興ビジョン／文化スポーツ部



15. 観光

現状と課題

- 本市は「観光地」というイメージが希薄ながらも、自然が多く残っているスポットや、歴史・文化が息づく場所など、様々な観光資源を有しています。絶景スポットであるアイ・リンクタウン展望施設をはじめ、江戸川や市内北部に広がる自然、各地の神社仏閣や行徳地区の寺町の風景など、歴史や伝統文化にまつわる観光スポットも多く、各地域に個性的な魅力があります。
- 本市で開催されるイベントには、市川市民納涼花火大会やいちかわ市民まつり、いちかわ真間川堤桜まつりなどがあります。近年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続くイベントもある中で、オンラインによる企画を取り入れるなど新たな取り組みを行っています。
- 令和4年(2021年)3月に本市の観光についての明確な将来像を地域で共有する「市川市観光振興ビジョン」を策定し、本ビジョンをもとに、市民の皆様から市川市を来訪される方まで、たくさんの方に「市川ファン」になってもらうことを目指し、観光政策を展開しています。
- 市内外の人から十分に理解されていない観光資源があることから、そのポテンシャルを最大限に引き出し、磨き上げるとともに、本市の独自性としてアピールしていく必要があります。さらには、本市及び本市の観光資源に対する認知度を向上させるために、観光資源ごとにターゲットを明確にした情報発信や、観光の担い手同士のネットワーク構築が求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	17.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 地域一体型の観光の推進 (所管部：観光部)

市川市観光振興ビジョンで定めたキャッチフレーズ「気づいて市川 築いて ICHIKAWA」を基に、地域が一体となって観光を推進します。

市川市の観光の担い手により構成される、地域を横断した市を代表する観光のプラットフォーム「オールいちかわ」を構築することで、様々な分野・業種の団体や事業者との交流を促進し、観光が持つ裾野の広がりを捉えた効果的な取り組みを目指した一体的な観光政策の推進を図ります。

(小分類)

- ・オールいちかわをきっかけとした様々な分野・業種の団体・事業者の交流促進
- ・市川市観光協会の活性化

(中分類2) 魅力の発信による市川ブランドの確立 (所管部：観光部)

テーマ性・ストーリー性を意識して点在する観光資源をつなげることで、周遊性やさらなる高付加価値を生み出し、都市型観光を推進します。

同時にブラッシュアップした観光資源から、市全体・各地域の核・拠点となる観光資源を選定し、「市川ブランド」の確立を目指します。

これらの観光資源の魅力をあまねく発信するために、情報や発信媒体を整理・選別し、地域ぐるみで幅広い情報発信を行う環境を整えます。

積極的な情報発信を通じて、市民に本市への関心や親しみを持ってもらうとともに、市外から訪れる「市川ファン」の増加を目指します。

(小分類)

- ・まち歩きルートの紹介やイベントの実施
- ・アイ・リンクタウン展望施設や道の駅いちかわ、いちかわ観光物産インフォメーションなどの観光施設の機能充実
- ・市民納涼花火大会や市民まつりなどの行事によるふるさと意識の高揚
- ・「#市川ファン」など地域一体での情報発信の強化
- ・東京近郊で動植物に親しめる施設である動植物園の魅力をより一層発信

部門別計画

市川市観光振興ビジョン／観光部

基本目標3
安全で快適な魅力あるまち



16. 危機管理

現状と課題

- 全国各地で台風や集中豪雨などに伴う水害や大規模地震などの自然災害が発生しており、災害の頻発化・激甚化に対し、的確な対応が求められています。災害種別によって同じ市域であっても地理や地形、市街地の状況などの地域特性が異なるため、様々なリスクが点在しています。
- また、自然災害にあわせて、新型インフルエンザ等感染症の拡大などが同時に発生する「複合災害」についても、状況に応じた適切な対応が必要です。さらに、自然災害だけでなく、不安定化する国際情勢に伴うテロ災害などについても対応が求められています。
- このような脅威に対応するとともに、災害に強いまちづくりを進めていくためには、どのような災害が発生しても、機能不全を起こさないという「国土強靱化」の視点も踏まえ、ハード面の整備だけでなく、ソフト面（特に行政・関係機関・地域住民の連携）の整備についても、平時から進めていくことが重要です。本市では、災害時における対応や復旧活動などを迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関との協力体制を築いていますが、これまで以上に連携を強化・推進していく必要があります。
- このことから、様々な脅威に迅速に対応できる体制の構築を行い、今後、いつ発生しても不思議ではない大規模災害に備え、職員の対応能力の強化を図る必要があります。また、災害からの逃げ遅れゼロを目指すため、市民一人ひとりの災害に対する意識を高めることが必要となります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	21.8
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 危機管理体制の推進 (所管部：危機管理室)

災害発生時の被害を最小限に止めるために、平常時から行政・関係機関・市民の更なる連携強化とそれぞれの災害対応力の向上が重要です。

これらを進めるために、訓練や研修などを通じて職員の対応能力の強化を図ることはもとより、応援支援等により多くの協力が得られる体制づくりを図り、市民一人ひとりの災害に対する意識を高め誰もが実行できる対策を推進していきます。

また、現代社会は、自然災害のみならず、テロ災害など予測できない脅威にさらされるおそれと不安があることから、これらの脅威からの確に市民を守るため、関係機関と密接な連携を図るとともに、いかなる事態であっても、行政機能が継続できる体制を強化していきます。

(小分類)

- ・ 総合的な減災対策の推進
- ・ 職員の災害対応能力の向上と防災意識の啓発
- ・ 関係機関との連携強化

(中分類2) 新たな感染症への対応 (所管部：危機管理室)

新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合、その被害を最小限に抑えながら、柔軟に対応することにより社会・経済を維持していくことが重要です。感染症対策と社会経済活動の両立に向け、迅速で効果的な情報提供ができるよう関係機関との連携強化を図ります。

感染症対策について、市民ニーズを踏まえた正しい情報の周知・啓発を行うとともに、感染症の拡大に備え、対応方針などの見直しを図ります。

(小分類)

- ・ 新たな感染症対策の強化
- ・ 千葉県や医療機関等との連携強化
- ・ 正確な情報発信

部門別計画

- 市川市地域防災計画／危機管理室
- 市川市国民保護計画／危機管理室
- 市川市新型インフルエンザ等対策行動計画／危機管理室
- 市川市国土強靱化地域計画／危機管理室
- 市川市下水道中期ビジョン／水と緑の部



17. 防災

現状と課題

- 地震や水害による大規模災害発生時には、交通網の寸断、通信手段の混乱などにより、多くの被災者等が発生し、すぐに救援が得られない可能性があり、そのような時、地域の住民同士による救援活動が有効であることが、過去の災害からも明らかになっています。
- また、これまで自治体において進めてきた防災対策は、画一的なものであったことから、近年の災害では多くの被災地で不都合が生じ、避難生活の課題となっています。これらの被災地の経験を教訓に、これからの避難生活などの在り方については、様々な視点を踏まえ検討していく必要があります。
- 地域の連携および防災力を強化していくためには、自主防災組織の結成を促進すると共に、小学校区防災拠点協議会の活動や地域防災リーダーの育成により、地域住民が主体となった防災対策を推進していく必要があります。
- 避難所においては、住まいや地域での生活の基盤を失った被災者の拠り所であることから、水やアレルギーに対応した食料だけでなく、トイレや電源の配備、プライベート空間の確保など、多様な方が安心して避難生活を送ることができる環境の整備・向上に取り組む必要があります。
- 市内の市街化が進む中、台風や豪雨などに伴う河川の氾濫や堤防の決壊など、水害による被害を最小限に止めるため、河川の改修を始めとした総合的な治水対策に取り組む必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	37.3
--------------------	------

取り組み

(中分類 1) 激甚化する自然災害への備え (所管部：危機管理室)

激甚化する自然災害に備えるため、災害対策本部の運営や災害情報の収集・発信、被災者支援など効果的な災害応急対策を実現するため、積極的にICTを活用するほか、すべての市民にとって避難所生活をより安心・快適なものにするため、備蓄品の購入や指定避難所の環境整備を行います。また、市および防災関係機関が市民と一体となり実施している総合防災訓練など、実践的な災害対応訓練を実施していきます。

(小分類)

- ・ ICTを活用した災害対応の推進
- ・ 避難所環境の整備
- ・ 実践的な災害対応訓練の実施

(中分類 2) 自助・共助を基本とした地域防災力の向上 (所管部：危機管理室)

防災対策の基本である自助・共助といった地域防災力を向上させるため、自治(町)会や学校、自主防災組織等において、防災訓練やハザードマップを活用した防災講話を実施します。また、災害時、円滑に避難所を開設できるよう、小学校区防災拠点協議会が中心となり市と連携した避難所開設・運営訓練を推進していきます。

(小分類)

- ・ 防災意識の啓発
- ・ 小学校区防災拠点協議会の活動促進
- ・ 地域防災リーダー、自主防災組織の育成強化

(中分類 3) 治水対策の推進 (所管部：水と緑の部)

河川の改修や雨水排水施設の整備を進めるなど、保水・遊水・貯留浸透機能を向上させることにより、時間雨量 50 ミリの大雨時にも浸水や溢水をすることがないまちづくりを進めるとともに、短時間に多量の雨が降るゲリラ豪雨についても対策を進めます。

(小分類)

- ・ 河川改修
- ・ 雨水排除、雨水排水施設の整備

部門別計画

市川市地域防災計画／危機管理室

市川市下水道中期ビジョン／水と緑の部



18. 消防

現状と課題

- 近年、経験豊富な消防職員が定年などにより退職しており、消防活動などの知識・技術伝承問題や火災件数減少による若手職員の経験不足が懸念されています。また、複雑多様化する災害や高齢化社会における消防需要に対応するためにも、職員の技術向上、広域応援体制の連携強化などによる消防力の強化が求められています。
- 現在、11 施設ある消防庁舎のうち、7 施設が建築後 30 年以上経過し、建物や付帯設備の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 火災予防対策については、設置義務化から 10 年以上が経過する住宅用火災警報器の経年劣化による動作不良の増加、危険物施設の老朽化による事故リスクの上昇、対象物数の増加により立入検査実施計画の策定の難航などが課題となります。
- 地域防災力の要として重要な役割を果たしている消防団は、入団希望者の減少や団員の高齢化が課題となっており、団員の確保に向けた取り組みが必要不可欠となっています。
- 本市の出火件数は年々減少傾向にある一方で、高齢化の進行などにより、救急出動件数は増加傾向にあることから、今後一層増加が見込まれる救急要請に対応するため、救急体制の充実を図る必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	32.6
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 消防力の強化 (所管部：消防局)

近年、複雑多様化する災害から市民の生命・身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防力を強化する必要があります。訓練や研修などにより職員一人ひとりの技術の向上を図り、また、地域の安全を守る消防団員の確保・育成を図るとともに、消防施設や装備の充実、広域応援体制の連携強化を図ります。

(小分類)

- ・ 若手職員の経験不足や職員の技術向上に向けた各種訓練、研修の実施
- ・ 消防団員の確保に向けた積極的な処遇改善、広報活動
- ・ 消防防災施設の整備
- ・ 広域応援体制の連携の強化

(中分類2) 火災予防の推進 (所管部：消防局)

火災を未然に防ぐとともに、火災が発生した際の被害を最小限とするため、火災予防意識の啓発と査察体制の強化といった火災予防対策の推進に取り組みます。

(小分類)

- ・ 住宅用火災警報器の重要性や火災予防に関する広報活動
- ・ 計画的な査察による防火対象物や危険物施設の適正な維持管理

(中分類3) 救急体制の充実 (所管部：消防局)

増加する救急要請に対応するため、救急業務の高度化や応急手当などの知識の普及、救急車の適正利用に取り組みます。

(小分類)

- ・ 5G を活用した映像伝送による医療機関との連携強化に関する研究
- ・ 救急現場における業務の高度化・簡素化に関する研究
- ・ 救急車到着前の応急手当実施率の向上に向けた応急手当普及活動によるバイスタンダーの育成
- ・ 救急車適正利用の推進

部門別計画

市川市消防計画／消防局



19. 市民安全

現状と課題

- 近年、市内における刑法犯認知件数は減少傾向を続けている一方、「電話 de 詐欺」被害などに代表されるように、犯罪の手口は巧妙化・多様化してきています。安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、犯罪発生を抑止と体感治安の改善を図るため市民、事業者、警察、市などが連携して総合的な防犯対策を推進していく必要があります。
- 子どもに関連する痛ましい事件・事故が多く見受けられることから、学校、保護者、地域、が一体となって、子どもを見守る体制づくりの重要性が高まっています。
- 千葉県「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（通称：迷惑防止条例）」では規制できない居酒屋やカラオケなどの客引き行為等を禁止するため、令和3年(2021年)に「市川市客引き行為等禁止条例」を制定し、安全で安心な住みよい地域社会を形成に取り組んでいます
- 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、インターネットを介した購買が奨励されるなど、人々の消費行動様式が変容しています。日々の生活が便利になる一方、インターネットを介したトラブルや高齢者が悪質商法の被害に遭うケースなどが増えており、対策が求められています。
- 被害の未然防止を目的としたきめ細かい情報提供と被害回復のための的確な対応が求められており、関係部署間の連携や情報共有を徹底し、消費生活相談体制の強化を図ることが求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	33.4
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 防犯まちづくりの推進 (所管部：市民部)

市民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、犯罪発生情報の共有化、地域における自主的な防犯活動を促進させます。また、防犯灯の適正配置や防犯カメラの効果の検証を行うとともに、地域による防犯の重要性を認識し、犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備を行うことで、犯罪被害の予防、犯罪遭遇の不安感の減少を目指します。さらに、暴力団排除や客引き行為などのない環境整備を進め、街の雰囲気悪化を防ぎ、地域の魅力の向上を目指します。

(小分類)

- ・市民が犯罪から自らの身を守るための支援
- ・市民、事業者等が犯罪のないまちを実現するためにお互いを支え合う取り組みの促進
- ・犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備、暴力団排除
- ・高齢者、子ども、女性等を犯罪者から守るための仕組み（性犯罪撲滅、特殊詐欺撲滅、犯罪被害者支援）

(中分類2) 消費生活相談体制の充実 (所管部：市民部)

弁護士による多重債務専門の法律相談の実施など、相談体制を充実させるとともに、研修等を通じて相談員の資質向上を図ることなどにより、消費者被害に対し、迅速かつ的確な対応ができる支援体制を確立します。

また、専門的な知識を有する相談員を配置し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及び苦情の処理のためのあっせんを行います。

(小分類)

- ・相談体制の充実
- ・相談窓口等の周知
- ・相談員の資質の向上

部門別計画

市川市防犯まちづくり基本計画及び指針／市民部

基本目標 3 / 施策の方向 1



20. 交通安全

現状と課題

- 高齢者が関係する交通事故の割合は、高齢化の進行に伴い上昇傾向にあり、対応が求められています。また、子育て世帯や障がい者などにも目を向け、誰もが安全に外出できるような交通社会の形成が必要となっています。
- 自転車の安全利用に関し、本市では、平成 23 年（2011 年）に「市川市自転車の安全利用に関する条例」を制定し、自転車利用者による危険な運転の防止と自転車の安全利用を普及啓発に努めてきましたが、自転車に関連する事故件数は依然として多く、本市における交通事故件数のうち、自転車に関係する事故の割合は約 4 割を占めています。継続的に交通安全教室などを実施するとともに、自転車の安全利用に対し、効果的な啓蒙などを行っていく必要があります。
- 令和 4 年（2022 年）7 月 1 日から千葉県条例改正により自転車保険の加入が義務化されたことに伴い、本市においても同年 10 月 1 日に上記条例を改正し、自転車保険の加入を義務化しました。全国では、自転車が加害事故となる事故で、高額な損害賠償請求がされる事例が多く発生していることから、警察や事業所などと連携を図りながら、保険加入を促進するための周知啓発などを徹底していく必要があります。
- 全国的に歩道のない道路を下校中の児童が事故に巻き込まれる事案が発生しており、本市においても、通学路の安全確保に向けた一層の取り組みが必要となっています。市川市通学路交通安全プログラムの取組方針に基づき、関係機関と連携を図りながら、通学路の安全性の向上を進めていく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	23.3
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 交通安全に関する意識啓発 (所管部：道路交通部)

交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが重要です。

市民の自発的な参加を支援するとともに、交通安全に関する施策や交通事故発生状況等必要な情報を積極的に提供します。また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については関係機関・団体と連携し、強力に推進します。

児童交通安全教室を実施し、児童が交通事故に巻き込まれないよう、安全教育を実施します。また、自転車の安全利用に関する条例に基づき、自転車利用者による危険な運転を防止し、自転車の安全利用に関する普及啓発を進めるなど、交通安全に関する意識啓発を行っていきます。

(小分類)

- ・ 市民総参加でつくる交通安全の推進
- ・ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・ 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・ 効果的な交通安全教育の推進

(中分類2) 安全な歩行空間・自転車走行環境の整備 (所管部：道路交通部)

高齢者や障がい者など、誰もがいきいきと暮らすことができる環境を作り出すことが必要とされており、歩道の段差解消や平坦性の確保などのバリアフリー化、無電柱化などによる安全で移動しやすい歩行空間の確保を図っていきます。また、歩行者と自転車利用者が安全で快適に利用できる交通環境を計画的に整備します。

(小分類)

- ・ 道路の改良・拡幅
- ・ バリアフリー化の検討
- ・ 無電柱化による歩行空間の形成
- ・ 自転車走行環境の整備

(中分類3) 通学路の安全性向上 (所管部：こども政策部・道路交通部・学校教育部)

児童のために安全な通学路を整備する必要があります。市川市通学路交通安全プログラムに基づき、学校、道路管理者、警察等が参加する合同点検等により通学路の安全確保を図ります。また、安全な子育て環境を推進するため、キッズゾーンの整備維持を進めます。

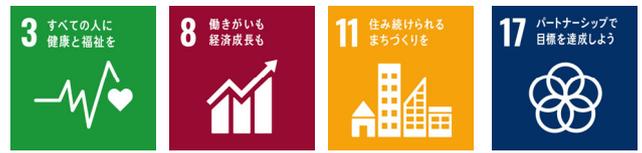
(小分類)

- ・ 関係機関と連携を強化した通学路の安全対策の向上
- ・ 児童、生徒の安全に対する意識を高めるための安全教育の推進

部門別計画

市川市交通安全計画／道路交通部

基本目標 3 / 施策の方向 2



2 1. 道路・交通

現状と課題

- 本市は、都心への近接性や歴史的背景から、街道沿いに都市化が進み、鉄道が発達し駅を中心に市街地が発展してきた結果、中心市街地周辺に交通が集中し、慢性的な渋滞と安全性の低下が生じています。東京外郭環状道路や都市計画道路 3・4・18 号などの開通により南北の交通の利便性が向上したものの、依然として混雑地域が発生している現状があります。
- 本市ではこれまで、広域通過交通と地域内交通との分割を図り、効率よい交通ネットワークの実現に向け、事業の推進を図ってきましたが、都市計画道路の整備延長に対する整備済み延長の割合は 60%に留まっています。今後は整備の方向性や整備優先順位を整理した都市計画道路整備プログラムに基づき、計画的な整備を進めていく必要があります。
- 都市計画道路以外の既存の道路にあっても歩行者や自転車などの十分な走行空間が確保できていない道路があるため、道路の拡幅などを行い、誰もが円滑に移動できる道路空間を整備する必要があります。
- 幹線道路における通過交通量の増大・集中に伴う舗装路面の劣化の進行や、抜け道として使用される生活道路の舗装路面の劣化の進行が課題となっています。
- 道路上の電柱や電線は、利用者の通行の妨げとなり、災害発生時には電柱の傾斜や倒壊により、交通機能の阻害や停電などが懸念されることから、無電柱化を推進する必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	25.7
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 道路交通網の充実 (所管部：道路交通部)

都市計画道路の整備や自転車走行空間の整備を行うことで、渋滞の解消及び災害時の避難経路の確保や、自転車利用者と歩行者の安全で快適な交通環境を実現するなど、都市機能の向上を図ります。

(小分類)

- ・ 都市計画道路の整備
- ・ 自転車走行空間の確保
- ・ 公共交通を補完する新たな移動手段の検証及び普及

(中分類2) 道路の安全性の向上及び維持管理 (所管部：道路交通部)

既存道路の拡幅や無電柱化、劣化した舗装路面の適切な修繕を実施することにより、道路の機能の向上を図り、安全性を確保します。

(小分類)

- ・ 既存道路の改良・拡幅
- ・ 無電柱化の推進
- ・ 道路舗装補修工事

(中分類3) 公共交通の充実 (所管部：道路交通部)

鉄道やバスなどの公共交通の利便性を高めるとともに、コミュニティバスの利用促進を図るため、鉄道駅を含むエリアで運行しているコミュニティバスの運行計画の再検討を進めます。

(小分類)

- ・ 公共交通の利便性向上
- ・ コミュニティバスの利用促進

部門別計画

市川市総合交通計画／道路交通部

基本目標 3 / 施策の方向 2



2 2. 下水道

現状と課題

- 下水道は、人々が清潔で快適な市民生活を営むうえで重要な社会基盤であり、本市ではこれまで市街地の拡大などに伴い計画的な整備を進めてきました。本市の下水道普及率は、令和 3 年度（2021 年度）末で 76.8%となっており、市街化区域未整備となっている地域を中心に早期整備が必要となっています。
- 新規整備区域の拡大と同時に下水道の老朽化対策も必要となっています。昭和 36 年（1961 年）から整備を進めてきた下水道施設は、現在老朽化が進展しており、今後は新規拡大と合わせ適切な維持管理と合わせた設備更新により、良好な下水道環境の維持が必要となります。
- 近い将来に発生が予想されている首都直下地震や都市型水害、豪雨の頻発など、市民の生活が脅かさせている中、安心して暮せる生活環境を確保するため、暮らしの静脈である下水道施設を強固にする必要があります。
- 本市の下水道事業は、事業の経営成績と財政状態を明確にし、より健全な事業運営を行っていくため、平成 30 年度（2018 年度）から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計により運営しています。将来にわたり独立採算制を原則とした、安定的な下水道サービスを提供していくためには、経営状況を的確に把握し、その分析を通じ、投資計画と財源計画の収支が均衡する健全な事業運営に取り組む必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	22.9
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 下水道普及率の向上 (所管部：水と緑の部)

従来どおり処理施設に近い下流側から順に下水道整備を進めていくとともに、効率的に整備量を増加させるため、様々な整備手法を活用していきます。そして、より多くの人々に下水道を利用してもらうように水洗化率の向上を図ります。

(小分類)

- ・ 下水道処理区域の拡大
- ・ 水洗化の促進

(中分類2) 安心な暮らしを支える下水道の整備 (所管部：水と緑の部)

市民生活を支える重要な下水道施設を将来に渡り健全に維持するため施設の状態を適切に把握し、予防保全型の計画的な維持管理による施設の長寿命化を図ります。また、震災時における、緊急輸送路の確保及び避難所の衛生的な生活環境確保のため、下水道管路施設の耐震化を図ります。さらに、下水道施設の整備により時間雨量 50 ミリの大雨時にも浸水をする事が無いまちづくりを進めます。

- ・ 施設の適正な維持管理
- ・ 施設の老朽化対策
- ・ マンホール浮上抑制対策、マンホールと管路の継手部の耐震化
- ・ 浸水被害を軽減するための施設整備

(中分類3) 経営基盤の強化 (所管部：水と緑の部)

下水道事業を将来にわたり安定的・持続的に運営するため、適正な下水道使用料の検討を概ね3年ごとに行います。

(小分類)

- ・ 安定的な経営のための資金管理
- ・ 適正な下水道使用料の検討
- ・ 下水道使用料の適正な徴収

部門別計画

市川市公共下水道基本計画／水と緑の部



23. 住宅・住環境

現状と課題

- 本市の人口は、概ね増加傾向で推移してきましたが、年少人口の割合の減少に対して老年人口の割合の増加が顕著であり、高齢化が進行しています。また、一世帯あたりの人員は減少傾向であり、単身高齢者・高齢夫婦世帯の増加が予想されることから、バリアフリー化に配慮された、高齢者などが自立して安全に暮らせる住まいづくりが求められています。子育て世帯については、世帯人員に対して狭小な住まいが多く、本市の家賃水準が比較的高いなど様々な理由により市外転出が目立っています。さらに、本市における合計特殊出生率は近年低迷していることから、子どもを産み育てやすい住まいの整備が求められています。
- 昨今、自然災害が頻発・激甚化しており、住宅・住宅地における防災性能の向上が必要となります。また、気候変動などを背景に、脱炭素化の動きはより本格的なものとなりつつあり、省エネ・創エネ設備の設置率を上昇させるなど、住宅等における環境性能の一層の向上が求められています。
- 市内の住宅ストックは、平成 30 年（2018 年）時点で 26 万 4,560 戸存在する一方、既に人が居住しない住宅（空き家）が 3 万戸以上存在しています。引き続き、既存住宅ストックの質の向上を図りつつ、多様な世帯が安全で快適に暮らせる住宅施策を進める必要があります。また、市で把握する管理不全な空家は約 400 戸存在し、その数は増加傾向にあることから、関連団体との連携などによる対策が必要な状況です。
- 市内の分譲マンションの約 32%は昭和 56 年（1981 年）の新耐震基準以前に建築されたものであり、適切な維持管理が求められるとともに、今後建替えの問題が生じることが予想されており、対応の検討が必要となります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	15.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 安心して暮らせる安全な住まいとまちづくり (所管部：街づくり部)

近年、頻発・激甚化する自然災害に対して安心して暮らしていけるよう、地震・台風・集中豪雨等に強い住まいと住環境づくりを支援するとともに、高齢者や子育て世帯を含むすべての市民が、日常生活を安全で快適に過ごせる住まいづくりへの支援を進めます。また、市民の居住形態として定着している分譲マンションについて、一部の建物で高経年化や居住者の高齢化が進んでいることを踏まえ、適切な維持管理を支援することで、だれもが健やかに暮らせる、質の高いマンションストックの形成を推進します。

(小分類)

- ・地震・災害に強い住宅・住環境の整備
- ・高齢者や子育て世帯等が住みやすい住宅ストック形成の支援
- ・分譲マンションの適切な維持管理の支援

(中分類2) 良質な住まいと魅力ある居住環境づくり (所管部：街づくり部)

「市民の快適な暮らし」と「カーボンニュートラルの実現」に向け、環境性能に優れた良質な住まいづくりを支援します。また、空き家の適正管理と利活用、空き家化の予防という総合的な対策を、空き家所有者や関連団体と連携のもと実施することで、防災面・防犯面・景観面等における良好な居住環境づくりを進めます。

(小分類)

- ・環境性能に優れた良質な住宅ストック形成の支援
- ・空き家の適正管理・有効活用の促進

部門別計画

市川市住生活基本計画／街づくり部
市川市空き家等対策計画／街づくり部
市川市耐震改修促進計画／街づくり部

基本目標 3 / 施策の方向 2



24. 公共施設

現状と課題

- 本市では、高度経済成長期以降、昭和 40 年代～50 年代後半にかけて、急激な人口増加や都市の成長に伴い、様々な公共施設やインフラ施設が集中的に整備されました。整備から 40 年以上が経過し、これら公共施設の老朽化が進み、今後の維持・保全にかかるコストが増大するとともに、大規模改修や建替え費用などに多額の財政負担が短期間に集中することが予測されています。
- 一方で、生産年齢人口の減少に伴い、税収入の大幅な増加が見込めない状況下で、社会保障関係費が年々上昇していることなどから、今後、公共施設の維持や整備に充てられる財源は限られていきます。
- 人口減少や少子高齢化の進展に伴う人口構成の変化、ライフスタイルや価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、公共施設に求められる役割も大きく変化していることから、公共施設の安全対策や適正配置を行い、また、再整備に必要な財源を確保しつつ、市民ニーズに対応していくことが重要となります。
- 特に、公共施設は災害時には避難所や防災拠点としても非常に重要な機能を果たすことから、安全対策については、最重要事項として取り組むことが求められています。取り組みを進めるにあたっては、民間活力の導入など、効果的な手法を検討する必要があります。
- 地球温暖化の進行を抑制するため、公共施設への再生可能エネルギー設備や省エネ設備の導入、また、建て替えや改修の際に環境負荷の少ない ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※化を推進し、公共施設で使用するエネルギーの省力化を図る必要があります。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	23.8
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 公共施設等総合管理計画の推進 (所管部：企画部)

老朽化が進む公立小中学校や公民館、市営住宅、クリーンセンター、斎場など市の保有する公共施設について、将来に向けた基本方針等を示した「公共施設等総合管理計画」や、その実施計画である「公共施設個別計画」に基づき、優先順位を正しく判断しながら、公共施設の維持管理及び再編・整備を行っていきます。

(小分類)

- ・ 公共施設の適正配置
- ・ 公共施設の計画的な維持管理
- ・ 公共施設の適切な再編・整備

(中分類2) 公共施設における脱炭素の推進 (所管部：環境部)

本市の「環境マネジメントシステム」を活用し、施設運用時の省エネ行動などについて協議・検討したうえで、公共施設の新築・改修の際には、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの活用や、高効率な省エネ設備の導入などを推進します。

また、災害時の避難所や防災拠点となっている公共施設へ太陽光発電設備や蓄電池等の自立分散型のエネルギー供給設備を整備し、非常時の電源を確保することによって、施設の災害レジリエンスの強化を図ります。

(小分類)

- ・ 公共施設の創エネ・省エネの推進
- ・ 公共施設への自立分散型のエネルギー供給設備の設置推進

部門別計画

市川市公共施設等総合管理計画／企画部

市川市公共施設個別計画／企画部

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）／環境部

市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）／環境部

市川市地域エネルギー計画／環境部

基本目標 3 / 施策の方向 3



25. 土地利用・景観

現状と課題

- 本市は全域を都市計画区域とし、「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分したうえで、多くの自然を残しつつ、良好な住宅地や優良な工業・業務地などの土地利用を誘導してきました。今後も、東京に隣接するという地理的条件や幹線道路整備に伴う交通機能の強化などにより土地開発が進み、一部の都市農地や市街化調整区域においても土地利用転換が進む可能性があります。
- 今後も引き続き、自然と共生した住宅都市として適正な機能の配置と地域の特徴を活かした魅力や活力ある土地利用を図り、防災性・利便性が高く安心して快適に暮らせるまちづくりを進める必要があります。また、市街化調整区域においては、ハザードエリアの開発抑制、豊かな自然環境の維持、将来的な人口減少への対応などを複合的に考慮したうえで、適切に土地利用を誘導する必要があります。
- 本市は全域を8つの景観ゾーンに区分したうえで、地域ごとの特性に応じた景観形成を進めており、斜面緑地や里山、広々とした河川・海辺空間、落ち着いた住宅街のまち並みなど、多くの方が心地良いと感じる景観が残されています。一方で、個々の建物に目を向けると、景観面より機能性やコスト面が優先される事例もあり、「建物の色彩やデザイン」「周辺環境との調和」などについて意識向上を図る必要があります。また、近年、人々の生活の中で、心の豊かさや精神的なゆとりが重要視され、緑の潤いある景観に対する関心や期待は高いことから、市内に残された自然や歴史を活かしつつ、身近な緑を創出することで魅力的な景観づくりを進める必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)	24.2
【現状値】	

取り組み

(中分類1) 適切な土地利用による魅力と活力あるまちづくり (所管部：街づくり部)

計画的な土地利用規制・都市施設整備・市街地開発事業により、「安全で快適な魅力ある市街地形成」を図るとともに、持続可能な都市経営の視点をも踏まえ、「市街化調整区域における適切な土地利用」を誘導します。そのうえで、北部地域の優良農地・樹林地、南部地域の三番瀬といった自然環境、利便性の高い広域交通機能といった地域特性を生かしながら、周辺環境と調和した地域づくりを進めます。また、市民・事業者・行政がまちの将来像を共有し、それぞれの役割のもとで、ともに考え行動する、「協働によるまちづくり」を進めます。

(小分類)

- ・ 既成市街地の計画的な再整備
- ・ 市民・事業者・行政が一体となったまちづくり
- ・ 市街化調整区域における適切な土地利用
- ・ 地域特性を生かした秩序あるまちづくり

(中分類2) まちの個性に彩られた表情豊かな景観形成 (所管部：街づくり部)

都市の顔にふさわしい賑わいある駅前、寺社や文化施設を核とした風情あるまち並み、現存する良好な自然環境など、多様なまちの個性を守り、生かした景観形成を進めます。また、本市は住宅都市としての性格が強いことを踏まえ、建物の色彩やデザインに係る意識の向上、身近な緑の創出、歴史的建物の保全等により、人々の日々の暮らしと調和する表情豊かな住宅地の景観づくりを進めます。

景観はその土地が受け継いできた伝統や文化、まちへの思いなど、「地域で暮らし活動する市民が共有すべき価値観」であって、「将来へ引き継いでいくべきもの」であることから、市民・事業者・行政が協働して景観まちづくりを行うこととします。

(小分類)

- ・ まちの個性に配慮した良好な景観形成
- ・ 歴史的風情を残すまち並みづくり
- ・ 身近な緑の保全と創出
- ・ 市民や地域が主体となる景観まちづくり支援
- ・ 市民の景観に対する意識の醸成

部門別計画

市川市都市計画マスタープラン／街づくり部

市川市景観基本計画、市川市景観計画／街づくり部

基本目標 3 / 施策の方向 4



26. 経済・商工業

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症がもたらした影響は大きく、関連した倒産は令和4年(2022年)8月末時点で全国約4,000件に上っています。また、感染拡大をきっかけに、飲食業のテイクアウトやキャッシュレス決済、オンライン会議、テレワークが普及するなど、新しい生活様式が浸透してきています。
- 物価高騰やサプライチェーンの混乱など経済社会情勢の変化が激しさを増しており、事業者の経営課題も多様化しています。これらの変化に伴う経営リスクに対応するため、経営の多角化や事業再構築などに向けた、市内事業者等のチャレンジを後押しする必要があります。
- 市内の商店会の店舗数は減少傾向にある一方、住民に身近な商店街には、リアルでの他者とのふれあいや交流の場として、地域コミュニティを支える役割が期待されています。このため、市内の事業者が、住民に近い存在である強みを活かし、地域の多様なニーズに応じた取り組みを継続して進められるよう支援する必要があります。
- 地域経済を活性化させるには、市内でお金を消費するという循環構造が有効であることから、新たな仕組みの構築にも注力していくことが求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	17.1
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 産業基盤の強化 (所管部：経済部)

事業の拡張・転換、資金調達、感染症や災害への備えなど、社会情勢の変化により事業者が直面する多様な経営課題に応じた支援を行い、経営基盤の維持・強化を図ります。

(小分類)

- ・ 経営基盤の強化に向けた支援
- ・ 経済環境の変化に応じた支援

(中分類2) 経営人材の育成 (所管部：経済部)

人々の価値観やライフスタイルの多様化が進む社会経済において、新たな市場のニーズに対応するため、市内で新たに起業する方への支援を行います。また、専門家活用や国や県などの関係機関との連携による支援を行い、様々な角度から経営者の育成を図ります。

(小分類)

- ・ 起業の促進
- ・ 経営者の育成

(中分類3) 地域に根差した産業の育成 (所管部：経済部)

魅力ある商店街づくりや関係経済団体への支援を行い、地域に根差した産業の育成を図ることで、いつまでも住み続けられるまちを目指します。

(小分類)

- ・ 魅力ある商店街づくりへの支援
- ・ 関係経済団体への支援

(中分類4) 域内経済循環の構築 (所管部：企画部)

デジタル地域通貨などの地域の活性化、域内での消費活動を促す新たな仕組みの導入に向けた検討を進めていきます。

(小分類)

- ・ デジタル地域通貨の導入検討

部門別計画

(仮称) 商工業振興ビジョン／経済部 ※策定中



27. 都市農業

現状と課題

- 本市では、千葉県下でも有数の産出額を誇る梨の栽培やネギなどの露地物の栽培、花やトマトなどの施設栽培が盛んに行われています。一方で、都市化の進展による農業生産環境の悪化や農業従事者の高齢化、後継者不足など、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、市内の農家数、経営耕地面積はいずれも減少傾向にあります。
- 近年、都市農地の位置付けが「いずれ宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく方向転換され、都市農地の保全・活用を図るために生産緑地法の一部改正が行われるなど、その有用性が再認識されている。今後は、農作物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場などの多様な機能を発揮していくことが求められています。
- 都市農業の持続的発展に向けては、担い手の育成・確保や高付加価値農業の推進、その他農業経営への支援、生産緑地も含めた都市農地の有効活用と適正な保全に向けた取り組みとあわせて、都市農業に対する市民の理解の醸成を図り、都市農地と住宅地などの共存を目指していくことが大切となります。
- 土と触れ合う農業体験へのニーズや食の安全への意識の高まりなど都市住民のライフスタイルの変化に対応し、市民農園等の充実や地産地消の推進を図り、都市農業に対する理解を深めていく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	19.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 活力に満ちた農業の推進 (所管部：経済部)

安定的な経営が確立できるよう、都市農業における果樹・野菜・花き栽培の振興支援、農業者等の育成・確保や農業経営の支援を図るとともに、地域ブランドを活用した地元産農作物のPRなどに努め、活力に満ちた農業を推進します。

(小分類)

- ・ 農業者等の育成・確保
- ・ 農業経営等への支援
- ・ 農作物の価値向上

(中分類2) 都市農地の保全 (所管部：経済部、水と緑の部、農業委員会)

高齢等で耕作できなくなった農地を、生産規模を拡大したい農業者に貸し出すなど、農地の流動化と農地利用集積に取り組みます。また農地パトロールや生産緑地制度を活用し、都市農地の有効活用と保全に取り組みます。 (小分類)

- ・ 農地の利用促進
- ・ 生産緑地制度の活用

(中分類3) 都市農業への理解の醸成 (所管部：経済部)

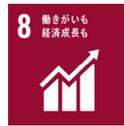
地元産農作物を販売している直売所の周知、食育等を通じた地産地消への取り組み、市民農園等での農業体験など、市民の農業への理解の醸成を推進します。

(小分類)

- ・ 市民農園等の充実
- ・ 地産地消の推進

部門別計

いちかわ都市農業振興プラン／経済部



28. 水産業

現状と課題

- 本市では、海苔養殖、ホンビノス貝などの貝類を中心とした浅海漁業を主とし、他に東京湾内でのカレイ、スズキなどを漁獲する小型機船底びき網、固定式さし網漁業が営まれています。一方、内水面漁業として江戸川では主にフナやウナギなどの稚魚放流や採捕を行っています。
- 平成 30 年度（2018 年度）に市川市行徳漁業協同組合と南行徳漁業協同組合が合併し、組合機能の強化と効率化が図られました。また、老朽化した漁港の機能改善のため、漁港の整備計画が進められ、令和 2 年度末に I 期事業が完了しました。引き続き必要な整備を検討し、漁港の機能保全を推進していく必要があります。
- 海洋ごみ問題の深刻化は、本市にも影響を与えるものであり、本市の海は東京湾の最奥部の埋立地によって囲まれた位置にあるため、海洋ごみが溜まりやすく、漁場環境が悪化する要因となっています。また、大型船舶が航行するために深く掘り下げられた航路には、底層で貧酸素水が溜まることで青潮が発生しやすく、水産業に深刻な影響を与えることがあります。
- プレジャーボートによる海苔養殖への被害もあることから、漁業協同組合などから注意喚起を行ってきたが、今後はプレジャーボート利用者と共存する仕組みを考えながら取り組むことも必要となります。
- 水産業従事者の高齢化と、数の減少が続いており、後継者の育成・確保が課題となっていることから、各種水産業関連団体や新規就労者への支援などを継続的に実施していくことが重要となります。
- 漁業協同組合と協力し、市川の地場産業として、市民の水産業への理解促進や、品質の良い市川産水産物の新たなブランド化を図るなどの取り組みも必要です。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	8.4
--------------------	-----

取り組み

(中分類1) 漁業環境の整備 (所管部：行徳支所)

水産業は水質などの自然環境に大きく左右されるため、安定した生産量の確保及び、安心して漁業が継続できるよう、市川漁港整備基本計画および水産業振興ビジョン等に基づき漁業環境の整備を図ります。

(小分類)

- ・ 漁港の整備
- ・ 機能保全計画

(中分類2) 水産業への理解促進 (所管部：行徳支所)

市川市の水産業は歴史があるものの、現在その規模や流通等の要因から、市民に馴染みが薄いものになっています。海は市民にとって貴重な親水空間であるため、海岸部を整備するとともに、地元の新鮮な水産物を積極的に宣伝することで、水産業に対する理解を改めて深めてもらい、市民から支援される地場産業として振興を図ります。

(小分類)

- ・ 新鮮でおいしい市川産の水産物の供給
- ・ 経営改善の支援
- ・ 水産業のPR活動の推進
- ・ 食育を通じて水産業の歴史の継承

指標・目標

指標	現状	目標
市民満足度		

部門別計画

市川市水産業振興ビジョン／行徳支所

基本目標4
人と自然が共生するまち

基本目標 4 / 施策の方向 1



29. 自然環境・生物多様性

現状と課題

- 本市には、北部の里山や斜面林、梨畑、市街地に残るクロマツなど、身近に緑を楽しむことができる自然環境が残っています。また、江戸川に代表される河川をはじめ、大町自然観察園の長田谷津や市民に開放された国分川調節池緑地や大柏川第一調節池緑地、南部には行徳近郊緑地や海辺に面した三番瀬などがあり、これらの良好な緑地環境や水辺環境は、動植物の生息・生育の場として重要な空間となるだけでなく、身近に自然と触れ合うことのできる場であるため、積極的な保全が求められています。
- 令和2年度(2020年度)に、身近に自然を楽しみながら環境について学べる拠点として、行徳野鳥観察舎「あいねすと」を開設しました。今後も自然と触れ合える環境を創出していくことが大切となります。
- 平成26年度(2014年度)に「生物多様性いちかわ戦略」を策定し、生物多様性を保全し、その恵みを将来の世代に引き継いでいくための持続可能な利用を進めており、今後も引き続き生物多様性の推進に向け取り組む必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	27.1
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 自然環境の保全と生物多様性の推進 (所管部：環境部)

生き物たちの生息の場であるとともに、市民の財産でもある市内の自然を守り育てるため、「生物多様性国家戦略」と整合を図りながら、生物多様性の保全と、持続可能な利用の総合的かつ計画的な推進を目指して、生物多様性いちかわ戦略を策定しました。

生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体による新たな行動につながるよう市民、事業者、市のそれぞれに関する施策に生物多様性の考え方を反映させます。

また、様々な主体が、自然環境とのつながりの大切さを認識し、そのめぐみを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を目指し、豊かな自然を次世代につないでいきます。

(小分類)

- ・ 市内の自然環境の実態調査
- ・ 生物多様性の考え方を市の施策に反映
- ・ 生物多様性の理解を広める

(中分類2) 自然と触れ合える機会の創出 (所管部：環境部)

地域の自然環境、生物多様性を確保していくためには、市民やNPO、民間事業者などとの関わりが欠かせないことから、広く地域の自然環境への関心と理解を高めるため、自然環境に関する情報提供や環境学習の機会づくりを進めます。また、市の各部門が連携し、公園、緑地、河川・水辺などにおいて環境学習の取り組みを推進します。

(小分類)

- ・ 自然環境講座等の開催
- ・ 生物多様性セミナー等の開催
- ・ 生物多様性モニタリング調査の実施

部門別計画

生物多様性いちかわ戦略／環境部

基本目標 4 / 施策の方向 1



30. 公園・緑地

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化が進む中で、公園や緑地には、これまで求められてきた都市環境の改善、防災、レクリエーションの場の提供といった機能のほかに、健康寿命の延伸につながる日常の運動の場や、希薄となった社会的なつながりを補強するコミュニケーションの場といった総合的な機能が求められています。
- 市内の都市公園は、令和3年度(2021年度)末時点で420箇所、全体面積179.72haとなっており年々増加しています。市民一人あたり都市公園面積は3.66㎡で、千葉県平均の7.05㎡と比較して低い水準であり、今後も引き続き都市公園を増やし、魅力を高めていくことに加え、既存の公園の老朽化対策にも取り組んでいく必要があります。
- 公園の清掃や花壇の花植え、管理などのボランティア活動を支援するとともに、民間の活力やノウハウを含めた維持管理の視点が求められます。
- 市内には、都心に近いながらも黒松や樹林地など多くの緑地が残されています。引き続き貴重な緑地や黒松、巨木を保全するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や雨水貯留浸透機能を高めるためにも、市街地の緑化を進めていく必要があります。
- 建築物の高さや規模を抑えるなど、開発行為に対して一定の規制をすることで、緑あふれた秩序ある街並みを維持し、将来まで調和のとれた街の景観を維持していくことが大切であり、風致地区の指定を行っています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	38.7
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 魅力ある公園の整備 (所管部：水と緑の部)

歩いていける距離に人々が遊び場や安らぎの場を持てるよう、既存の公園の有効活用を図るとともに、適切な都市公園の整備を行います。また、動植物園や防災公園など、それぞれの公園の特色を活かし、安全・安心な公園整備をすすめることなどにより、都市公園の魅力を高めていきます。

(小分類)

- ・公園の適正な整備、維持管理
- ・公園内遊具の点検などを通じた公園利用の安全性の確保
- ・宅地開発条例等により設置した公園の寄付受け入れ及び市による維持管理
- ・ぴあぱーく妙典（下妙典公園）の整備による憩いの場の創出

(中分類2) 緑地の保全 (所管部：水と緑の部)

潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちを実現するための具体的な取り組みとして、市民・事業者・行政など多様な主体との協働によるガーデニング活動を推進するとともに、公共施設や民有地においては、公園・緑地の整備、屋上緑化、壁面緑化、生垣等の緑化の推進、民有林や社寺林の保全等を図り、生活に潤いや親しみをもたらすまちづくりを進めていきます。

(小分類)

- ・いちかわオープンガーデンの周知
- ・生垣設置等の緑化推進
- ・市川市花と緑のまちづくり財団を通じた花と緑の講座の開催

部門別計画

市川市みどりの基本計画／水と緑の部

市川市公園施設長寿命化計画／水と緑の部

基本目標 4 / 施策の方向 1



3 1. 水辺

現状と課題

- 本市には、江戸川や真間川をはじめとする9つの一級河川の他に、北部には湧水の豊かな大町公園、じゅん菜池緑地や大柏川第一調節池緑地などの水辺を生かした都市公園、南部には行徳近郊緑地や東京湾・三番瀬に面した海岸など、都市部にありながら日常的に水と触れ合える環境が存在しています。このような水辺のうち、大柏川上流部の改修にあたっては、瀬と淵を保全・再生し、自然石や植生を利用した緩傾斜護岸を採用するなど、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境や景観の保全・創出を図る「多自然川づくり」による河川整備を進めてきました。
- 三番瀬を望む行徳臨海部は、埋立事業により形成された工業地帯であり、本市の都市づくり及び財産基盤の確立において大きな役割を果たしています。その反面、埋立により失われた貴重な自然環境である三番瀬の保全に関する要望が届いていることから、漁場再生や自然環境の再生などに取り組んだうえで、漁業者を含む関係者の合意形成を進めることで、生態系に配慮した自然と産業が共存する、安定的で持続可能な環境保全の形成を進める必要があります。
- 豊かな水辺環境は人々に潤いと安らぎを与え、市民の憩いの場であると同時に環境学習の場としても活用されています。また、動植物の生息・生育の場としても重要な環境であるため、引き続き自然環境の保全に配慮しながら、市民が水に親しむ空間として活用していくことが求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	26.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 水辺の環境の保全 (所管部：水と緑の部・行徳支所)

生態系に配慮した自然豊かな水辺づくりとなる多自然川づくりに基づいた河川の整備・管理により、水辺の自然環境や景観を保全します。

埋立により失われた貴重な自然環境である三番瀬の保全に関する要望に対応していきます。

(小分類)

- ・ 多自然川づくりによる水辺環境の保全
- ・ 漁場再生や自然環境の再生等、漁業者を含む関係者との調整

(中分類2) 水辺を活用したまちづくり (所管部：企画部・水と緑の部)

本市を流れる江戸川や真間川の水辺を活用することにより、憩いと潤いある生活空間を創出するとともに本市の魅力の向上を図るため、水辺を活用したまちづくりを推進します。

(小分類)

- ・ 市民との協働による水辺のまちづくりに関する政策の調査研究・関係施策の推進
- ・ 水辺への関心、親しみを高める取り組みの推進

部門別計画

市川市みどりの基本計画／水と緑の部

基本目標 4 / 施策の方向 2



3 2. 地球環境

現状と課題

- 地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっています。
- すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、令和 2 年（2020 年）10 月に菅首相が所信表明で 2050 年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言し、令和 3 年（2021 年）4 月には、2030 年度の国内の二酸化炭素排出量を従来目標から 20%底上げして、2013 年度比で 46%の削減を目指すことが発表されました。
- このように地球温暖化対策は世界共通の重要な課題として認識されている中で、今後、行政施策を行っていくうえで、環境に関する視点や評価を加味して進めて行くことが避けられない状況となっています。
- 本市では令和 4 年（2022 年）2 月に、2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すカーボンニュートラルシティを表明しており、今後は意欲的な目標を定めて、より一層の二酸化炭素排出削減に取り組んでいきます。
- 身近な環境を守り、持続可能な地球環境を構成するためには、市の取り組みだけではなく、市民や事業者の環境に対する意識を高め、一人ひとりの生き方が地球環境に繋がっていることを意識して、持続可能なまちを作れるように取り組むことが重要です。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	14.0
--------------------	------

取り組み

(中分類1) カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み (所管部：環境部)

住宅、中小事業者等への太陽光発電設備の導入や建物の省エネ改修、市民、事業者などの電気自動車等の購入を促進することで、地域で排出される二酸化炭素を削減します。

ごみの減量・資源化を推進し、廃棄物に含まれる廃プラスチック類・合成繊維の焼却量削減を目指します。廃棄物発電、太陽光発電などの地域資源を活用・循環させることにより、市内のエネルギー地産地消、再生可能エネルギーの利用を推進します。

(小分類)

- ・ 二酸化炭素排出量の削減
- ・ 廃プラスチック類・合成繊維の焼却量削減
- ・ 再生可能エネルギー利用の推進

(中分類2) 環境に関する理解と意識の醸成 (所管部：環境部)

地球温暖化問題に対応するために、市民生活や事業活動からの温室効果ガス排出量の削減に結びつく様々な事業を推進します。また、市民や事業者が自主的に地球温暖化対策に取り組む機会を提供するとともに、協働できる仕組みを整備します。

(小分類)

- ・ 地球環境学習の推進
- ・ 地球環境に関する情報提供と周知啓発

部門別計画

市川市環境基本計画／環境部

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）／環境部

市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）／環境部

市川市地域エネルギー計画／環境部

基本目標 4 / 施策の方向 2



3 3. 生活環境

現状と課題

- 市民の生活環境を取り巻く問題として、大気汚染や水質汚濁のほか、より生活に身近なものとして騒音や振動、悪臭などが挙げられ、これらに適切に対処し、生活環境の向上を目指していくことが求められています。
- 大気環境や水環境については、環境基準を満たす程度まで改善が進んできており、更なる改善に向け、監視、規制、指導と併せて、生活排水対策、光化学オキシダントへの対応に取り組んでいくことが重要となります。
- 騒音や振動、悪臭については、都市化の進展による過密化や住工混在化、テレワークの増加といったライフスタイルの変化などにより近年増加しており、事業活動や日常生活における環境負荷の低減に努めていく必要があります。
- 本市では、平成 15 年（2003 年）に「市川市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（通称：市民マナー条例）」を制定し、路上喫煙や吸い殻・空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフンの放置問題などに取り組んでいます。健康増進法が改正されたことにより、飲食店等が原則屋内禁煙となり、ここ数年は、過料件数やポイ捨ての件数が増加していることから、市民マナー条例の目的である、健康で安全かつ清潔な都市の実現に向けて、改めて取り組んでいく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	19.4
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 良好な生活環境の保全 (所管部：環境部)

大気環境や水環境等の現況を把握し、また、工場・事業場への規制、指導を行うことにより、生活環境を保全し、快適で住みよい環境の実現を目指します。

(小分類)

- ・ 大気環境の保全
- ・ 水環境の保全
- ・ 地質環境の保全
- ・ 騒音、振動及び悪臭の防止
- ・ 化学物質等の適正な管理
- ・ 放射能対策の推進

(中分類2) 安全で清潔な生活環境の保持 (所管部：市民部)

市民、事業者等と協力して、歩きたばこやポイ捨ての禁止など、生活環境の保持に関する意識の啓発を積極的に進め、市民一人ひとりのルールを確立し、市民マナーの向上を図ります。

また、地域の生活環境の保持に関する市民や事業者の活動を支援し、健康で安全かつ清潔な都市の実現を目指します。

(小分類)

- ・ 市民マナー条例の推進
- ・ 生活環境の保持に関する意識の啓発
- ・ 市民一人ひとりのルールの確立
- ・ 市民、事業者の生活環境の保持に関する活動支援

部門別計画

市川市環境基本計画／環境部

市川市生活排水対策推進計画／環境部

基本目標 4 / 施策の方向 3



3 4. 資源循環型社会

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などから、令和元年度（2019 年度）及び令和 2 年度（2020 年度）は、家庭ごみが若干増加しました。令和 3 年度（2021 年度）には以前の水準に戻りつつありますが、ごみの減量に努める必要があります。
- 市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組むことで、さらなるごみ減量に向けた施策を進めていく必要があります。
- 燃やすごみの中に分別すれば資源化が可能なものが多量に混入している状況を踏まえ、今後も分別排出の徹底を通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要があります。
- 近年は海洋汚染や地球温暖化等の環境問題に関連して、プラスチックごみ削減への取り組みが強く求められていることから、本市においても新たな減量施策を検討していく必要があります。
- 平成 6 年（1994 年）に稼働を開始した現クリーンセンターは老朽化が進んでおり、今後も市内で発生するごみを滞りなく処理していくため、次期クリーンセンターを整備が計画されています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	30.2
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 3Rの推進 (所管部: 環境部)

循環型社会形成に向けた取り組みの優先順位に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を適切に分担して、3R（リデュース＝燃やすごみやプラスチックごみといった廃棄物の発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）に取り組むことで、限りある地球の天然資源の消費を抑制するとともに、廃棄物処理に伴う環境への負荷を低減し、持続可能な社会の構築に貢献していきます。

(小分類)

- ・ 廃棄物の発生の抑制
- ・ 資源の循環的な利用の推進

(中分類2) 廃棄物の適正処理の推進 (所管部: 環境部)

ごみの排出ルールが守られるよう各家庭や事業所への周知・啓発を行い、不適正排出や不法投棄を防止します。

また、将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、現クリーンセンターに代わる次期クリーンセンターの整備事業を進めます。建替えにあたっては、効率的な熱エネルギーの回収等により環境負荷の低減に寄与すると共に、大規模な災害に対しても強靱な処理システムの構築を目指します。

なお、次期クリーンセンターの稼働開始までは、現クリーンセンターを安定稼働させるため、適切な予防保全や修繕を計画的に行っていきます。

(小分類)

- ・ 廃棄物の適正排出の確保
- ・ 廃棄物処理施設の整備・適切な運営管理
- ・ 次期クリーンセンターの整備

部門別計画

市川市環境基本計画／環境部

いちかわじゅんかんプラン21（市川市一般廃棄物処理基本計画）／環境部

基本目標5
市民と行政がともに築くまち

35. 協働・市民参加

現状と課題

- 地域課題の複雑化や取り巻く社会情勢の変化から、行政単独でのまちづくりは難しくなっており、地域に存在する多様な主体との協働によるまちづくりの重要性が高まっています。
- 従来の対面型の市民参加に加え、新しい生活様式に合わせた市民参加を企画・実施し、市政に参加しやすい環境づくりを行うことが求められています。また、協働・市民参加を推進していくためには、市からも積極的な情報公開を行い、市政に関する情報を市民と行政で共有していく必要があります。
- これまで行政と相手方との2者間協働に主眼が置かれていましたが、多者間による協働の取り組みが重要視されてきています。今後のまちづくりにおいて、行政参加の有無にかかわらず、地域の多様な主体間における自主的な多者間協働が重要視されており、多様な主体の参加を促す協働の仕組み理解や枠組みの構築の促進も必要となります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	12.9
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 市政に参加しやすい環境づくり (所管部：広報室)

市民と行政が協力して、魅力的なまちづくりを進めるため、市民の市政への関心を高め、市民が積極的に市政に参加できるよう、政策の形成段階から実行、評価に至るまで様々なツールを提供し、市民参加を推進します。また、市民の目線に立った市民本位の行政経営を実現し、市政に参加しやすい環境づくりに向けて支援していきます。

(小分類)

- ・ 附属機関等の活用
- ・ 市民ワークショップの開催
- ・ パブリックコメントの募集

(中分類2) 多様な主体の連携によるまちづくり (所管部：企画部、市民部)

協働の仕組みづくりを推進し、市民、自治会、NPO、企業、大学等との積極的な連携を図るとともに、市民の知識や経験を活かしたまちづくりを進めます。また、多様な主体間での連携を推進することにより、それぞれの主体が持つ目的を実現させ、その先によりよい地域がうまれるよう、協働によるまちづくりを実現します。

(小分類)

- ・ 多様な主体の連携の推進
- ・ 企業、大学等との包括連携協定による協働の推進

部門別計画

36. 情報発信・提供

現状と課題

- 市政への理解と協力を求めるためには、必要な情報を市民に効果的に発信することが重要となります。本市では「広報いちかわ」を定期的に発行するほか、市公式 Web サイト、メール情報配信サービス、SNS (Twitter、Facebook、Instagram、LINE)、YouTube チャンネル、デジタルサイネージなど多様なツールを活用して、積極的に情報発信・提供を行っています。今後は、個別最適な手法により、より多くの方に迅速に情報を発信・提供できるよう取り組んでいくことが求められています。
- 本市が有する歴史を物語る文化財や建造物、水と緑が織りなす自然環境、まつりなどの地域行事をはじめとした様々な観光資源をよりに活かしていくためには、関係機関などと連携しながら、本市の魅力を広く発信していくことが必要となります。
- 行政情報を整理し、公文書公開制度を適正に運用し、市政の透明性を高めていくとともに、個人情報保護にも配慮することが求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	30.2
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 個別最適な手法による広報活動の充実 (所管部：広報室)

本市では、広報紙のほかにも、市公式 Web サイトや SNS、デジタルサイネージなど多様なツールを通じて積極的に情報発信・提供を行うとともに、一人ひとりのライフステージや趣味趣向に合わせた役立つ情報が、より容易に受け取れるよう個別最適な情報を発信・提供する手法を整備します。

(小分類)

- ・ 広報活動の充実
- ・ 緊急時、災害時における的確な情報発信

(中分類2) 広報を活用した市政への関心の向上 (所管部：広報室)

市民と行政の相互理解を深めるため、行政活動を分かりやすく説明し、情報の共有化を推進するとともに、本市の魅力を発信する取り組みを進めます。

(小分類)

- ・ 政策プロモーションの強化
- ・ シティセールスの推進

(中分類3) 情報公開の一層の推進 (所管部：総務部)

市政の見える化が求められており、公文書公開制度を適正に運用するとともに、個人情報情報を適切に保護する。

(小分類)

- ・ 公文書等の適正な管理
- ・ 情報公開制度の適正な運用
- ・ 個人情報の適切な保護

部門別計画

37. 地域コミュニティ・市民活動

現状と課題

- 少子高齢社会や核家族化などから、近年の地域課題は複雑化しており、課題解決や課題のない地域づくりには、多くの市民活動団体の存在が必要となっています。一方で、課題解決を第一義とした考えが、団体の疲弊を招いていることも近年は危惧されており、市民活動団体が本来持つべき「やりたいこと」の達成の先に、社会貢献が実現するという過程を辿ることの重要性が高まっています。
- 市民活動団体の担い手不足においても、新型コロナウイルス感染症の流行により拍車をかけており、継続した団体運営や活動にも影響が出てきていることから、担い手を受け入れる際の意識改革を含めた、つながりの再構築が課題となっています。
- 地域の連帯感や人間関係が希薄となり、自治会活動に無関心な人が多くなってきたことで、自治会の加入率は年々減少傾向となっています。これら自治会加入者の減少や活動の担い手不足が課題となっており、あらゆる世代の人々が気軽に地域活動に参画できるよう、情報提供や相談、交流などの支援を行っていく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	18.3
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 地域コミュニティの活性化 (所管部：市民部)

地域社会の連帯感を深めるため、地域活動に対する市民の関心を高め、活動を担う人材を育成し、自治会活動などへの支援等を通じて、地域コミュニティを活性化します。

(小分類)

- ・ コミュニティ意識の育成
- ・ 自治会活動への支援

(中分類2) 新たなコミュニティ形成の促進 (所管部：市民部)

対面型の市民活動の自粛を余儀なくされることもある中、オンライン上への活動拠点の転換や感染症対策を実施したうえでの交流会の開催など、新しい生活様式に対応した市民活動やコミュニティのあり方が多様化しています。それぞれに合うあり方を見つけ、継続した運営や活動が可能となるよう、担い手の確保や目的達成を第一義とすることについての新たな視点の提示など、意識変容の後押しを目指します。

(小分類)

- ・ 市民活動団体に対する意識醸成
- ・ 市民活動団体に対する適切な情報提供

(中分類3) 市民活動活性化への支援 (所管部：市民部)

市民活動支援センターでは、市民活動団体と来庁された市民の方々との接点を生み出すことなどで、団体の増加を含め市民活動の更なる活性化を目指します。

(小分類)

- ・ 市民活動団体に対する後方支援
- ・ 市民活動支援センターの運営

部門別計画

38. 行政経営

現状と課題

- 少子高齢化の進行に伴う人口構成の変化や市民ニーズの多様化、感染症への対応や急速に発展するデジタル社会の到来など、行政をとりまく環境は複雑化しています。また、子育て環境の充実や社会参加の促進、手続きのデジタル化など、住民が行政に求める公共サービスも複雑化・多様化しており、質量ともに拡大しつつあります。
- このような市民ニーズに対応するため、また、市民満足度の向上を目指すために、最小の経費で最大の効果を得られる行政体制を構築し、選択と集中による優先順位の明確化や組織・定員の適正化、ICT の活用による業務効率化など、限られた経営資源を最大限に有効活用しながら、健全で透明性のある市民に信頼される行政経営に努めていかなければなりません。
- 令和 2 年度(2020 年度)に策定した「市川市 DX 憲章」では、「自治体として DX に積極的に取り組むことにより、経営資源を無駄なく効率よく使い、その資源を有効活用してサービスを飛躍的に高めるなど、顧客目線で新たな価値を創造していきます。」と掲げています。業務の効率化などにより生み出されたヒト・モノ・カネの経営資源を、今までとは異なる新しい視点の行政サービスの創造・向上へと活用していくために、デジタルトランスフォーメーションをより一層推進していく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	17.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 効率的な行政経営 (所管部：企画部)

行政サービスの維持向上を図るため、社会情勢の変化にあわせた柔軟な採用や職員配置に取り組むとともに、アウトソーシングやICTを効果的に活用します。

中でも、事業の実施にあたっては、最適な者が運営主体になるよう行政サービスの範囲と運営手法を見直していきます。

(小分類)

- ・ 適正な職員数の保持
- ・ 民間活力の活用

(中分類2) 時代に即した政策展開 (所管部：企画部)

市民ニーズの多様化に伴い、地方自治体の業務量は増大しています。地方自治体を取り巻く環境が大きく変化している中、時代のニーズに沿って業務を遂行できるよう、エビデンスに基づいた行政評価制度により事業の効果を判定し、選択と集中、改善を徹底することにより、PDCAサイクルマネジメントを強化しつつ、時代に即した政策を展開していきます。

(小分類)

- ・ 市民ニーズの把握と政策への反映
- ・ PDCAサイクルによるマネジメント強化。

(中分類3) デジタルトランスフォーメーションの推進 (所管部：企画部)

人口減少・少子高齢化や、複雑化・多様化する市民ニーズに対応し、限られた経営資源で質の高い行政サービスを提供するため、デジタルトランスフォーメーションを推進し、業務の効率化やの行政サービスの創造・向上を図ります。

(小分類)

- ・ AI、RPAの利用促進
- ・ DX推進のための人材育成

部門別計画

市川市DX憲章／企画部



39. 財政運営

現状と課題

- 本市はこれまで歳入の根幹である市税収入が順調に伸びてきたこと、また、堅実な財政運営に努めてきたことにより、年々財政基盤の強化が図られている状況にあります。その一方、中・長期的に見ると、歳入面では、今後、人口減少などの影響により市税収入が減少に転じることが予測されています。
- 歳出面では、超高齢社会のさらなる進展などにより、今後も扶助費をはじめとした社会保障関係経費の増が見込まれることや、老朽化が著しい公共施設の再整備などに伴い、市債の償還経費の増が見込まれるなど、経常的な経費の増加が懸念されています。
- こうした中で健全な財政運営を維持していくためには、歳入に見合った歳出の考えを堅持するとともに、業務の効率化や事業の見直しなどにより、より一層、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があります。歳入の将来推計や今後必要となる事業費についての的確に把握し、財源の見通しを立てたうえで、事務事業の選択を進めていくことが重要となります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	12.0
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 健全な財政運営 (所管部：財政部)

財政の健全化を図るため、事務事業の選択・合理化や経常的経費の節減などにより、歳出の抑制に努めるとともに、引き続き公共事業の適切な発注及び適正な予算の管理執行を行います。

また、将来にわたり、計画的で持続可能な財政運営とするため、基金への積み立てを行うとともに、債務を累増させないよう、市債の適正な発行を行います。さらに、公金の適正な支出と確実かつ有利な管理・運営に努めるとともに、市民に分かりやすく財政情報を開示するなど、本市の財政運営の可視化を進めます。

充実した市民サービスの提供と自律した財政運営のため、安定した税財源を確保できる体制を整備するとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化を図ります。また、本市が保有する動産、不動産については、貸付や売却を進めるなど、資産の有効活用を行います。

(小分類)

- ・ 事務事業の選択・合理化
- ・ 地方債・債務負担行為の適正活用
- ・ 財政調整基金等の確保
- ・ 公共調達の適正化
- ・ 財政の見える化
- ・ 公金の適切な管理
- ・ 税財源の確保
- ・ 受益者負担の適正化
- ・ 資産の有効活用

部門別計画

40. 広域行政・大都市制度

現状と課題

- 近年、少子高齢化や高度情報化、国際化などにより市民ニーズは高度化・多様化し、また、地方分権の進展に伴う権限移譲や、いつ起きても不思議ではないと言われている首都直下地震への対応など、地方自治体が担う役割や責任は、一層大きくなっています。一方、今後、本格的な人口減少社会が到来することで、生産年齢人口の減少や老年人口の増加など社会構造変化により、ますます厳しい自治体運営を迫られることとなります。
- このような中、一地方自治体だけでは対応解決が困難課題や事案も増えていることから、効率的かつ効果的な自治体経営を行ううえで、広域的に取り組むことの必要性はさらに高まっています。地方自治体は、自主自律を基本としながらも、市民の利便性や都市機能の向上・発展を図るため、共通する課題解決に向け、連携・協力し、調査・研究などに取り組む必要があります。
- 本市は、政令指定都市及び中核市を除く市の中で最も人口の多い地方自治体の一つとなっていますが、その事務権限は一般市の範囲にとどまっていることから、事務権限の範囲を拡大させ、市民サービスを向上させるための手段として、大都市制度の調査・研究に取り組む必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	11.9
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 自治体間連携の強化 (所管部：企画部)

共通の課題を持つ近隣自治体等と連携を図り、情報交換をはじめ、共通課題への解決に向けた研究や取り組みを通して、相互の発展を図っていきます。必要に応じて国や県への働きかけを行っていくほか、広域行政のあり方などについて調査・研究を行い、情報を分かりやすく市民に発信します。

(小分類)

- ・ 相互交流の推進
- ・ 広域行政の推進
- ・ 広域行政課題の調査・研究

(中分類2) 中核市移行に向けた調査・研究 (所管部：企画部)

中核市に移行することで、人口規模に見合った事務権限を持ち、総合的な施策を展開できる地方自治体になることが、市民サービスや都市の活力の向上に繋がります。県から移譲される事務の確認など、中核市移行に向けた調査・研究を引き続き実施していきます。

(小分類)

- ・ 中核市移行に伴って移譲される事務などに関する調査・研究

部門別計画

4 1. 情報政策

現状と課題

- 近年、スマートフォンやモノのインターネット(IoT)などの情報通信技術が普及するとともに、5Gに代表される無線通信の高速化・大容量化など、急速に技術革新が進んでいます。国は、先進技術を活用して経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」を掲げることで新たな価値の創造に取り組むこととしています。
- 社会全体では働き方改革や新型コロナウイルス感染症の流行を契機にテレワークなどのリモート化が進み、場所や時間の制約を受けない生活スタイルへと大きく変化しています。一方、感染症の拡大により多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなり、国においては、喫緊の課題としてシステムの標準化・共通化やマイナンバーカードの活用などを推進することを、地方自治体に求めています。
- 行政サービスの提供にあたり情報システム活用の場面は拡大しており、取り扱う情報も多岐にわたることから、情報セキュリティ対策への取り組みは重要度を増しています。近年サイバー攻撃などの脅威が多様化・高度化しており、それらに対応し適切に情報資産を管理することは、本市に求められる責務となります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	18.6
--------------------	------

取り組み

(中分類1) ICT施策全体の最適化 (所管部：情報政策部)

国から令和7年度を目標に、自治体の基幹系システム20業務について標準システムへ移行するように求められています。また、標準化対象以外のシステムについても、コスト削減や事務効率の向上のため、システムの運用形態の見直しを進めます。

(小分類)

- ・ 情報システムの標準化の推進
- ・ 情報システムのクラウド化の推進

(中分類2) 情報通信技術を活用した市民サービスの提供 (所管部：情報政策部)

マイナンバーカードを用いた新たなサービスを積極的に導入することや、オンライン申請のメニューの拡充など、多様化するニーズに対してきめ細やかな市民サービスを提供します。

(小分類)

- ・ マイナンバーカード利活用の推進
- ・ オンライン申請の拡充

(中分類3) 情報セキュリティ体制の運用 (所管部：情報政策部)

急速な社会全体のデジタル化、サイバー攻撃の多様化・高度化など、行政を取り巻く環境の変化においても、情報資産を適切に取り扱うため、情報セキュリティ対策を推進します。

(小分類)

- ・ 情報セキュリティ対策の推進

部門別計画